

「相互扶助」について考える（一）

～有島武郎、クロポトキン、狩太共生農団、ニセコ町まちづくり基本条例における「相互扶助」
梅田滋／2019.1

1 有島武郎にとっての相互扶助（その1）

～『クロポトキン』（有島武郎著／T5.7）と『星座』（同／T10.7）から

有島武郎は、アメリカ留学からの帰路、ヨーロッパに渡り、イタリア、スイス、フランス、ドイツをめぐり、イギリスのロンドンから日本への帰途に着いた。

彼はこのヨーロッパ旅行に、ある思いを期していた。

「ぜひ訪れたかったのはアッシジ、会いたかったのはクロポトキン」（久保田正夫著『聖フランシス「完全の鏡」』序文 T8.3 に寄せた文章）

そのクロポトキンに会ったのは、1907（明治40）年2月3日のロンドンである。

このクロポトキン宅訪問時の記憶を、1916（大正5）年7月、雑誌『新潮』への寄稿『クロポトキン』の中で詳しく述べている。親しげに迎えてくれたクロポトキンとの様々な会話のなかで、武郎はクロポトキンに、最も尋ねたい話題を切り出した。

「話の込み入り候につれ、又私が読みたる氏の著書殊に「相互扶助論」に対する質問に答うる為め、氏は私を伴いて二階なるその書齋に登られ候。」（『クロポトキン』T5.7より）

この質問が具体的にどのようなことだったのか、関連する具体的な記述は見いだせないが、アメリカ留学期間後半の1906（明治39）年前後からクロポトキンの著書を集中的に読んでいた中で、『相互扶助論』が特に問題意識を刺激した著書であった事を想像させるエピソードと言えるだろう。アメリカ留学中、どのようにしてクロポトキンの著書と出会ったかについては、この書の中で触れている。

「・・・（中略）・・・、明治37年の頃頻りにゲオルグ、ブランデスのものを愛読致し始め候頃臙げに露西亞に於ける現存の社界状態に慍らざる諸種の主義を想見し好奇心と申す程の研究欲を感じ始め候折クロポトキンの自叙伝の序をブランデスが書き居るを知り、それが読みたきばかりに始めてこの稀有なる大著書に接し、さして期待も持たず本文を読辿り行き候程に、頭が上がらぬほど関心して仕舞い申候。私

のクロポトキンに対する敬意はこの時に芽せしにて、その後氏の著書を彼れこれ漁り居り候中に、敬意は懐かしさに変わり行き英国に渡る機会もあらば氏の家屋の下には一度この身を運び行くべしと思ひおり候。」(『クロポトキン』より)

『相互扶助論』のどこに彼の問題意識が収斂していったのか明示的には書かれていないが、その点こそがのちに有島武郎の「相互扶助」論の根幹となったと思われるので、ここから先は、クロポトキン著『相互扶助論』(1902年ロンドンで初版発行／1917年大杉栄訳発行)に準拠して論点を探ってみたい。その前に、この『相互扶助論』が、武郎の創作小説の中で登場する場面があるので、少しだけ寄り道をしてみよう。

「何を勉強しているの」

園に対してはどうもひとりで人見は声を柔らげなければならなかった。

「ぼくには少し方面地ちがいのものだけでも、星野君が家に帰る時、読んでみろって置いていったものだから」

と答えながら園は書物を裏返して表紙を人見に見せた。濃い藍の表紙に、金文字で単に“Mutual Aid”とだけ書いてあった。

「倫理学の問題でも取り扱ったものかい」

「著者 Prince P. Kuropotkin という人で・・・」

「何、クロポトキン・・・それじゃ君、それは露西亜の有名な無政府主義者だ」

人見は星野や西山たちが議論する座に加わって、この人の名はたびたび耳に入れていたのだが、自分は学校で「農政及び農業経済科」を選んでいるくせに、その人にどんな著書があるかをさえ調べてみたことさえなかったのだ。

「そうだってね。僕にはその無政府主義のことはよく分からないけれども、この本の序文で見るとダーウィン派の生物学者が極力主張する生存競争のほかに、動物界にはこの mutual aid・・・なんと訳すんだろう、とにかくこの現象があつて、それはダーウィンもいつているのだそうさ。・・・そうさ、いつてはいるね。『種の起源』にも『旅行記』にも僕は書いてあつたと思うが・・・それがこの本の第1篇にはかなり綿密に書いてあるようだよ」

「科学的にも価値がありそうかい」

「ずいぶんデータはよく集めてあるよ」(『星座』1922より)

長い引用になったが、クロポトキンに会った武郎が、その後の創作活動の中で『相互扶助論』をどのように受け止めていたのかについて端的に示す一例だろう。

それは、『相互扶助論』をその源流であったダーウィンの「進化論」の中で捉え返しているということであり、その意義については武郎自身の論述の中でもう少し詳しく展開されているので、後述したい。

この引用箇所で言及されている“Mutual Aid”『相互扶助論』の第1篇というのは、次の目次に示すように「動物の相互扶助」に関するものである。合わせて、他の章立ても含め目次全体を書き出してみる。

序論

第1章 動物の相互扶助

第2章 動物の相互扶助（続）

第3章 蒙昧人の相互扶助

第4章 野蛮人の相互扶助

第5章 中世都市の相互扶助

第6章 中世都市の相互扶助（続）

第7章 近代社会の相互扶助

第8章 近代社会の相互扶助（続）

第9章 結論

立論を動物の相互扶助から始めていることは、クロポトキンの相互扶助論の極めて重要な特徴であり、かつ、相互扶助とは何かを語る上で、動物の相互扶助は欠くことができない最も根源的な言及であることがこの目次構成にも表されている。

つまり、「相互扶助」は人間社会の中だけでなく動物界においても行われているということを示すため、ということではなく、「相互扶助」は人間が考え出したものではなく動物界の生命活動にそもそも備わっている性質であって、人間界はそれを引き継いで人間社会の歴史を形成してきたのだ、ということを示しているのである。

言い換えれば、動物界も人間社会もこれまで存続し続けてこれたのは、「相互扶助」を意識的に努力して続けてきたからではなく、「相互扶助」は本来動物界にも人間社会の中にも備わっていた当たり前のものであるということが持続的存続の根本要因である、にも関わらず、近代国家成立以降の人間界はその「相互扶助」を破壊してきた、という問題提起が込められているのである。

<http://neuemittelalter.blog.fc2.com/blog-entry-146.html>

この意味することに論を進める前に、クロポトキンが英語で著した『相互扶助論』が大杉栄によって日本語に翻訳されるに至った経緯に触れておきたい。

クロポトキンが1902年ロンドンで発行した『相互扶助論』の日本語訳に最初に取り組んだのは、クロポトキンと文通をしていた幸徳秋水であったが、病を得たため山川均が代わって第1、2章の「動物の相互扶助」を翻訳し、1908（明治41）年に出版した。その後1917（大正6）年10月に大杉栄が全体を翻訳し出版した。大杉が1923（大正12）年の関東大震災で虐殺されるまでに31版を重ねているので、

この書が多く読者を得たことがわかる。

この時代背景として、1920年代はアナーキズムが日本でも幅広く関心を持たれた時期で、そのことに伴って国家権力の監視や弾圧も強化されつつあった。

その事を象徴する事件が、1920（大正9）年に起こっている。それは、東京帝国大学経済学部の研究紀要『経済学雑誌』創刊号に掲載された森戸辰男助教授の論文『クロポトキンの社会思想の研究』が官憲によって「朝憲紊乱」罪に問われて起訴され、森戸は有罪判決を受けるという出来事である。

この裁判については有島武郎も深い関心を寄せ、同年、出獄した森戸に激励の書簡を送っているが、クロポトキン自身に会ったことのある数少ない日本人の一人として武郎の主張や動向は大きな関心と呼んだことと思われる。そのこともあってか、この時期に武郎は『クロポトキンの印象と彼の主義及び思想に就て』（T9.1）を『時事新報』に寄せている。その冒頭で、「クロポトキンは森戸辰男氏に残酷な運命を與へたやうですが、私には反対に面白い運命を與へて呉れました。」と森戸事件に触れているが、内容の全体は4年前の『クロポトキン』とほとんど同じである。武郎は森戸事件の裁判も傍聴していて、裁判を批判する文章も書いているが、無政府主義そのものを積極的に支援する論陣を張っていた訳ではない。武郎がクロポトキンのアナーキズム思想そのものより『相互扶助論』に強い思い入れを持っていたことは、数少ない資料からも伺える。とは言え、ボルシェビズムより、部分的に疑問を呈しながらもクロポトキンのアナーキズムをより好意的に受け止めており、その理由はクロポトキンの『相互扶助論』にもあったということだろう。

2 クロポトキンの相互扶助論

～『相互扶助論』（クロポトキン著・大杉栄訳）：「序論」と「結論」から

クロポトキンの『相互扶助論』は、ダーウィンの「進化論」解釈において通説とされてきた「適者生存の原理、生物界の不断の闘争と生存競争における相互闘争の法則」よりも、「進化論」のもう一つの理論的基軸である「相互扶助の法則」こそが種の進歩的進化により大きく寄与してきた、と説いた先輩学者たち、例えばカール・フェドロヴィッチ・ケッスラーなどの学説に通底するものである。

動物と人間に共通している「相互扶助」の法則が、人類の歴史と今日のあり方においてどのような貢献を果たしてきたか。そして、にもかかわらず近代国家成立以降「相互扶助」がどのように虐待されているか。この問題領域において、クロポトキンは豊富な事例をもとに、先輩学者たちをも超える射程距離と深度をもって新たな地平まで突き進んだ。

このことを、クロポトキン著『相互扶助論』の主に「序論」と「結論」から読み解いてみたい。

（1）過酷な自然との戦いが種の「相互扶助」を育て、種の進歩的進化を促した

「私は、かくのごとき状態の下に北部アジアで闘っている、動物の生活を見たのだ。そしてこのことは、ダーウィンのいわゆる「過度の増殖に対する自然的障碍」の方が、生存方法を求めるための同種の個体間の闘争よりも、自然界においてははるかに重大なものであることを、早くから私に悟らせたのであった。」（『相互扶助論／序論』クロポトキン著）

クロポトキンは、若い頃に東シベリアと北満洲を旅行し、過酷な自然の猛威と戦いながら生き延びるために相互扶助と相互支援を盛んに行っている多様な動物たちの営みを観察している。自然科学者としてそのような情報を多く収集し、その分析を通して見出した理論が『相互扶助論』に貫かれており、アナキストとしてのクロポトキンの根底に、自然生態系と人間界の歴史全体を俯瞰する科学者としての基盤があることを理解する必要がある。

彼のこの論点は、彼だけにみられる独自なものではなく、動物学者カール・フェドロヴィッチ・ケッスラーや植物学者ベケトフ、生理学者メチニコフなどロシアの先輩学者がフィールドワークを踏まえてすでに提唱していた学説であった。更に言えば、ほぼ同時期に成果が発表されたエスピナスの『動物社会』、ラヌサンの『生存のための競争と競争のための共同』、ビュヒナーの『動物界における恋愛および恋愛生活』などもそのような研究成果を導いた系譜であった。

その『相互扶助』に関する理論はダーウィン自身も『人類の進化』の中で述べていることだが、追従者たちの多くがその側面を過小評価もしくは無視し「適者生存の原理、生物界の不断の闘争と生存競争における相互闘争の法則」のみを歪曲して大きく主張してきたことが政治や社会の場における深刻な歪みとリアルに同期していることに、深い憂慮と深刻な問題意識を覚えたクロポトキンやロシアの先輩学者たちがダーウィンの再評価を目指した動きであったとも言える。

このような問題意識に基づき、クロポトキンが先輩学者たちの成果を受け継ぎながらもその論点の一部を批判的に革新した研究成果が、『相互扶助論』となっている。

（２）「相互扶助」を促したのは、「愛」や「同情」ではなく、「本能」「無意識的承認」である

クロポトキンが、彼ら先輩学者たちに対して批判を加えた論点はほぼ共通して次の一点であった。

先輩学者たちの多くは、「相互扶助」を育んだのは動物界においても人間界においても相互の「愛と同情」の心である、としていた。

クロポトキンはこれを真っ向から批判し、次のように例証しつつ主張している。

「近所に火事のある時、われわれが手桶に水を汲んでその家に駆けつけるのは、隣人しかも往々まったく見も知らない人に対する愛からではない。愛よりは漠然としているがしかし遥かに広い、共同心または社会心の感情もしくは本能が、我々を動かすのである。」（『相互扶助論／序論』から）

「動物においてもまた同様である。反芻類の一群あるいは野馬の一群が輪を作って狼の襲撃に当たるの

は、愛からでもなく、また固有の意味でいう同情からでもない。狼が狩猟のために団体を作るのも愛からではない。小猫や小羊が相戯れるのも、数種の若い鳥が秋の野に遊び暮らすのも、愛からではない。フランス全土にも当たる広い地域に散在している無数の萌黄鹿が、数十組の別々の隊伍を組んで、それがみんな大河を渡るためにある一点に集まるのも、愛や個人的同情からではない。これ実に愛や個人的同情よりも遥かに広い感情からである。極めて長い進化の行程の間に動物と人類との社会に徐々として発展し来たった一本能からである。そしてこの本能が、動物や人間に、相互扶助または相互支持によって得られる勢力と、社会生活によって得られる陥落とを教えたのであった。」(同上書)

クロポトキンは、これらの例を挙げながら、「相互扶助」が動物界にも人間界にも共通して見られるようになったのは「愛や同情」によるのではなく「本能」によるものであると主張し、この「本能」をさらに「無意識的承認」とも言い換えている。

「各人の幸福がすべての人の幸福と密接な関係にあることの無意識的承認である。また各個人をして他の個人の権利と自己の権利とを等しく尊重せしめる、正義もしくは平衡の精神の無意識的承認である。」(同上書)

「本能」という語が孕みやすい通俗的で否定的なニュアンスを懸念する向きは、この「無意識的承認」がニュートラルで受け止めやすい語かもしれない。しかし、それはどちらでもいいのだ。要するに、動物界においても人間界においても「相互扶助」というのは、進化の長い行程のなかで培われた存在の本質そのもの、意識の深いところに潜在しているある種の資質そのものであるということである。

ここで私はふと、「存在の淋しさ」を「存在の淋しさに似てもっと深いもの」(『星座』)として理解する上での啓示を覚えたが、それは別の機会に敷衍すべきテーマにしたい。(「分断された相互扶助」という論点として)

(3) 人間社会の歴史において発達してきた「相互扶助」は、近代国家の時代に破壊された

「同業組合やギリシア氏族におけるごとく、個人と団体とが互いに相互扶助を行うとともに、連合主義によって多大の発意を許された時に、人類史上の二大時代すなわち古代ギリシア年時代と中世時代とが現出した。そして、それに次いだ国家時代の間における相互扶助的諸制度の破滅は、いずれも急速な衰微の時代に当たっている。」(『相互扶助論／結論』)

クロポトキンが『結論』の中であっさりとしか触れていないこの論点こそ、今日の私たちが『相互扶助論』に注目する最も肝要な部分である。

つまり、近代国家の登場によって「相互扶助」はどのように破壊されたのか、という問題提起である。近代国家以前の人間社会の歴史においては、その時代変遷の中で何らかの劇的変化があっても、「相互

扶助」はその時々¹の社会形態の変化に柔軟に対応して人類の進歩的進化を保ち続けた、一つの有効な本能的メカニズムだった。

しかし、近代国家の時代はその「相互扶助」を破壊することで成り立っている。

近代国家以前の時代とは、決定的に何が異なっていたのだろうか。

思えば、ダーウィンの「進化論」の二大柱のひとつ「適者生存の原理、生物界の不断の闘争と生存競争における相互闘争の法則」は、まさにこの近代国家による「相互扶助」破壊を正当化するイデオロギーとして積極的に吹聴されてきた。この、ダーウィン「進化論」の歪曲による「進歩的進化」の抹殺こそが、近代国家時代がもたらした歴史的悲劇を象徴的に説明する自家中毒であるという捉え返しが、クロポトキンの『相互扶助論』が著した深刻な総括の一つである。

しかし同時に、この深刻な総括を踏まえながらも、それは絶望を意味するものではないというもう一つの希望も示している。

「これを要するに、中央集権的国家の粉碎的権力も、懇篤な哲学者や社会学者などが科学の名の下にもたらした相互憎悪と容赦のない闘争との教訓も、人間の理知と感情とに深く根ざして今日までのあらゆる進化によって打ち固められてきた人類協同の感情を破壊することができなかった。人類の初めからの進化の結果であるこの感情は、同じ進化の中にある一面によって圧迫されることはできない。家族とか、貧乏人町の近所の人々の間とか、農村とか、あるいはまた労働者の秘密結社とかいう狭い範囲の中に最後の隠れ家を見出していた相互扶助や相互支持の欲望は、再びわれわれの近代社会にその頭をもたげ出して、従来も常にそうであった進歩の主要作因たるその権利を要求している。これ、前二章に簡単に列挙した諸種の事実を考察する時、われわれが必然に到達しなければならぬ結論である。」（『相互扶助論／第八章 近代社会の相互扶助（続）』より）

これは、『相互扶助論』の本文最後のパラフレーズである。

これまでの人類史の中で、「相互扶助」を圧迫する最も深刻な状況に陥っている現代においてもなお、人間にとっての本能である「相互扶助」は死滅していない、というクロポトキンの確信に満ちたメッセージである。

このことについて解説を試みている大窪一志著『甦れ、相互扶助』（『相互扶助論』解説に所収）から、いくつかの考察と注釈に目を通しておきたい。

（４）人格的結合の相互扶助が解体され、抽象化された個人が国家に統合された

「これら自立したコミュニティ、アソシエーションの内部に具体的で人格的なかたちで成り立っていた相互扶助は、均質な社会的原子の間の抽象的で非人格的な関係として、国家を通じて行われることにな

っていった。これをクロポトキンは、「国家による社会の吸収」と表現している。「国家があらゆる社会的機能を吸収してしまったことは、必然に、放縦なそして偏狭な個人主義の発達を助けた。」(『甦れ、相互扶助』大窪一志より)

「近代世界は、こうして国家と社会を分離させ、具体的で人格的な相互扶助を、抽象的で非人格的な制度に疎外してしまい、それによって相互扶助の生きた生命を窒息させようとするのである。この世界が疎外と分裂に引き裂かれてしまうのは、その世界が「一人は万人のために、万人は一人のために」(one for all, and all for one)ではなく「各人は自己のために、国家は総人のために」(every one for himself and the State for all)という「実現に成功したこともなく、また今後といえども決して成功することはないだろう」原則の上に築かれているからだ、とクロポトキンはいう。」(同上書)

これが、今日の資本主義経済と国家体制の下における「相互扶助」圧殺の構図である。一見、個人主義的な民主主義体制をなぞっているかのような図式だが、その実態がいかなるものか、私たちは日々、その尤もらしい仮面の下に暴虐な素顔に辟易してはいないか。表面的には綺麗な言葉、しかし空虚で偽善的な言葉で言い繕った虚偽と強弁を押し通す現政権下における偽りの民主主義が、自治と相互扶助を縊死寸前の状態に追い込み国家権力による独裁的状况下に置いていることを、否が応でも実感する日々ではないか。日本だけではないが、日本は最悪の状態をより過酷に更新し続けている国である。

「相互扶助」は、死滅したのだろうか。

あるいは、そのように感じないという人もいるだろう。それはそれでその人なりの理由と背景と感覚があるのかもしれない。しかし、だからと言って今日の日本のように、怒りと悲しみと諦めと息苦しさの日々を余儀なくされている多くの人々を放置し抑圧し続けてよいはずはない。

クロポトキンの時代認識もまさに私たち現在の時代認識と同じ境地にあったことが、『相互扶助論』からうかがえる。だからこそ、私たちは今「相互扶助」の再認識と回復を希求しているのだ。

「相互扶助」は実現や創造の対象ではなく回復の対象であることを踏まえ、元来人間社会に備わっていたにも関わらず国家権力によって破壊されつつある状況を押戻して、本来の姿を「回復」しよう、というのが『相互扶助論』である。無かったものを新たに造成しよう、というのではない。元々あったものを破壊されつつある状況から救い出し、回復しよう、というのが『相互扶助論』の根底におけるメッセージだ。

そのことを、大窪はより鮮明に次のように言っている。

「問題は、その本能であり無意識であるものが、意識によって抑圧され発言を妨げられているところにある。それも、近代にいたって、国家と市民社会が分裂し、相互扶助の社会的機能が国家の公共活動に吸収されてしまったがために、社会の具体的場面においては、その抑圧が全面的なものとなり、

抑圧されていること自体がわからないほどまでになっているのである。近代は、農奴（※これを、有島農場の時代に即して〈地主-小作関係〉と読み換えてもいい）解放などを通じて人格的隷従関係から個の解放をもたらしたが、そこに生み出された個は、このように公（国家）と私（社会）の間に分裂した個だったのである。」（同上書）

極めて深い、鋭い指摘である。特に・・・

「・・・社会の具体的場面においては、その抑圧が全面的なものとなり、抑圧されていること自体がわからないほどまでになっているのである。」（上記引用の部分的再掲）

たとえば、有島武郎が農場を解放し共生農団の運営に託した「相互扶助」の理念が、戦後 GHQ の意向を付度した日本国政府によって半ば強制的に解体させられ、個々の農家単位に分断させられたことなどは、そのわかりやすい歴史的事象の一つであると言える。

その圧力を受け入れた当時の人々の心情などのなかに、分析を深めるべき課題があるような気がする。

（5）相互扶助を国家制度から再び解放するために

では、このように窒息を余儀なくされつつある「相互扶助」を国家権力による制度的桎梏から解放し回復するためには、どのような道筋が考えられるのか。

窪田は、クロポトキンの考えを次のようにまとめ直している。

「このように強く抑圧されている相互扶助の本能、無意識の良心を、意識の牢獄から解放し、社会生活の具体的場面において発現していくことが今求められている。そしてそのために必要なのは、愛や同情や道徳律ではなくて、人間の生命の本源に帰ることなのだ。そのためには、内に向かう野生の再開発こそが 필요한のだ。」（同上書）

「だから、問題は、目的意識的にどのような組織を実態として作りだしていくか、というようなところにあるのではない。生命の本源的な力をいかにして発現していくのか、というところにある。」（同上書）

有島武郎の『カインの末裔』や『或る女』『惜しみなく愛は奪う』を彷彿とするメッセージではないか。一見、現実界とは次元の異なる文学的メッセージにも思えるラジカルな主張だが、その実現可能性について、窪田はクロポトキンの趣旨を汲みながらも、現代社会に新たに生まれてきた潮流を見据えながら次のような戦略的イメージを提示している。

「いま、特に日本を含む先進国では、新しいタイプの協同組合や NPO、相互扶助・互酬型システムを備

えたボランティア組織、地域通貨・自由通過の試み、企業組合などによる生産手段の共同所有・共同使用、各種のワーカーズコレクティブや生産協同組合の発達など、新しい自立した社会組織とそれら相互の協働関係が生まれている。それらは、クロポトキンが本書で叙述してきたように歴史の底流にたゆまず存在していた相互扶助の、グローバリゼーション時代における新たなかたちでの再生にほかならない。」(同上書)

「それは、こうした価値観の転換(※国民総幸福量指数GNHなど)を基礎にした自治と相互扶助の連合社会をめざす社会革命しかないのではないだろうか。そして、それは、いっさいの権力から遠く離れて、われわれ自身が生活の中から起こすことのできる静かな革命なのである。そして、それが今求められている社会再建につながる。」(同上書)

このメッセージは、有島武郎の文学創造における戦いや農場解放、そして、今日のニセコ町まちづくり基本条例が目指す「自治と相互扶助」に通底する根源的なベクトルを感じさせる。そのベクトルの回帰係数を見定めるために、再び、有島武郎の文学創造とその思想的背景などを探ることとする。

3 有島武郎にとっての相互扶助(その2)

～『惜しみなく愛は奪う』(有島武郎著/T6.6&T8.7)から

『クロポトキン』(T5.7)以降に、有島武郎がクロポトキンもしくは「相互扶助」に言及した最初の機会は、『惜しみなく愛は奪う』初稿版(T6.6)である。

「人間までに発達しない動物の中にも相互扶助の現象は見られるではないか。お前の愛己主義はそれをどう解釈するつもりなのか。」(『惜しみなく愛は奪う』十八章)

この箇所での言及内容は反語的にやや込み入っている上、当面の論述に不可欠な分析対象にはならないので詳述せず、本筋を急ぐために、『惜しみなく愛は奪う』の初稿版と定稿版の時期が、武郎がクロポトキンに触れる文章を世に公表する時期と微妙な重複が見られるので、このことを先に述べておきたい。

『惜しみなく愛は奪う』の初稿版(定稿版の第15章から19章までの部分)が発表されたのは1917(大正6)年6月発行の『新潮』であるが、その1年前の7月の同誌に『クロポトキン』が発表されている。深読みすれば、『新潮』編集部の求めに応じて『クロポトキン』を書いたことでクロポトキンへの想いが再燃(?)し、その延長上に『惜しみなく愛は奪う』初稿版が書かれた、と言えなくもない。直接の密

接な関係にはないにしても、『惜しみなく愛は奪う』の中に濃密に漂っているクロポトキンの影を思うと、武郎の内在的な問題意識としてクロポトキンの『相互扶助論』が何らかの影響を与えていたことは想像に難くない。

さらに、『惜しみなく愛は奪う』の定稿版が発表された1919（大正8）年7月の半年後1920（大正9）年1月には、『クロポトキンの印象と彼の主義及び思想に就て』が発表されている。森戸事件が直接のきっかけだったとは言えこれらのタイミングは単なる偶然とは考えにくく、『愛は惜しみなく奪う』と「相互扶助」の密接な関連性について暗示するものを感じる。

それは、『惜しみなく愛は奪う』の根幹にあたる概念「本能」あるいは「愛」についての論述が、『相互扶助論』の「本能」あるいは「愛」と対角線上に振れを見せていることに現れている。とは言え、振れを見せているのは「愛」の概念規定であって、「本能」については『相互扶助論』と『惜しみなく愛は奪う』とでほぼ同じ概念なので、両者の内在的な関連性についても首肯せざるを得ないものがある。

「本能とは大自然の持っている意志を指すものとも考えることもできる。野獣にはこの力が野獣なりに赤裸々に現れている。自然科学はその現れを観察して、詳細にそれを記述した。而してそれが人類の活動の中にも看取せられるのを付け加えた。この記述はいうまでもなく明らかな事実である。」（『惜しみなく愛は奪う』十四章）

まさに『相互扶助論』の本質を彷彿とする部分である。『惜しみなく愛は奪う』の中核部分を導くキーワード「本能的生活」の概念が、クロポトキンの「相互扶助」における「本能」をそのまま踏まえていることが示されている。しかも、動物と人間双方の「本能」がともに「大自然の持っている意志」に包摂されていることを示したことで、『相互扶助論』の本質をより一層大きなスケールの下で明確に示していると言える。

しかし、まさにこの地点から、武郎はクロポトキンの論述とは一見異なる論理展開を見せ始める。

「然しここまで私の考察を書き進めてくると、私はそれを特殊な名によって呼ぶのを便利とする。人間によって切り取られた本能—それを人は一般に愛と呼ばないだろうか。」（同書十五章）

先輩学者たちが「相互扶助」理論において根拠としていた「愛と同情」をクロポトキンは批判的に退けたが、そのクロポトキンの「本能」を根拠とした『相互扶助論』と大きな齟齬を見せるような武郎の概念規定に見える。

しかし、実はそうではなくて、クロポトキンが批判した「愛」とは異なる地平からの含意で、武郎は＜本能＝愛＞と規定したのである。

「愛は人間に現れた純粋な本能の働きである」（同書十五章）

武郎は、「本能」という言葉が孕みやすいある種の誤解を避けるために、それよりは誤解が生ずる余地が比較的少ない「愛」という言葉に替えたようにも思われるが、どうもそれだけではないようだ。それは、『愛は惜しみなく奪う』そのものの最も本質的な論理展開部分に属することなのでここでは詳述を避けるが、「本能」→「愛」という言い換えによって、武郎は、クロポトキンの「本能」概念をより具体的で構造的に解き明かすことを狙ったものと思われる。そして、その解明が可能になるのは、知的理論化によってではなく、まさに本能としての愛の体験によってであると、立論を実存的深みに誘い込んでいる。

「本能を把握するためには、本能をその純粋な形に於て理解するためには、本能的生活中に把握される外に道はない。体験のみがそれを可能にする。」(同書十五章)

確かに、これはとても納得できることだ。
折々に近似的体験をしているのではないか。

このように「愛」と言い替えられた「本能」は、いよいよ『惜しみなく愛は奪う』の最も本質的な論述部分に差し掛かる。

「愛は本能である。かくの如き境地に満足する訳がない。私の愛は私の中にあって最上の生長と完成とを欲する。私の愛は私自身の外に他の対象を求めはしない。私の個性はかくして生長と完成との道程に急ぐ。然らば私はどうしてその生長と完成とを成就するか。それは奪うことによってである。愛の表現は惜しみなく与えるだろう。然し愛の本質は惜しみなく奪うものだ。」(同十六章)

「愛は自己への獲得である。愛は惜しみなく奪うものだ。愛せられるものは奪われてはいるが不思議なことに何物をも奪われてはいない。然し愛するものは必ず奪っている。」(同書十七章)

『惜しみなく愛は奪う』の最も中核となる論述部分である。
しかし、ここでは、もう一つの意味合いについても注目したい。

「愛」は互いに相手から奪い合うことによって相手から何も減ることなく自らを豊かにするというメカニズムだが、その行為が相互に及び合うことで、それらは双方から相互に一体化する。

これこそが「相互扶助」のメカニズムである、と言えないだろうか。
互いの「愛」によって奪い合うことにより、「相互扶助」が成り立っている。
これは動物界においても同じである。というか、動物同士の間では、互いに犠牲心から与え合う「愛」よりは互いに奪い合うことで双方とも豊かになる「愛」の方が、人間の場合以上に端的でわかりやすい

メカニズムといえるかもしれない。

「この求心的な容赦なき愛の作用こそは、凡ての生物を互いに結び付けさせた因子ではないか。野獣を見よ。如何に彼等の愛の作用（相奪う状）が端的に現れているかを。」（同書十七章）

まさに、「愛」による「相互扶助」である。

武郎は、クロポトキンが退けた「愛」を、その内部構造のダイナミズムを明らかにすることで「本能」の内部構造と一体のものとして精緻化したのである。

武郎は、さらにこの論理構成を、イエスに即して別の側面からも論述している。

「汝自身の如く隣人を愛せよ」といったのは彼れではなかったか。彼れは確かに自己を愛するその法悦をしみじみと知っていた最上一人ということができる。」（同書十八章）

「相互扶助」は「自己愛」ということになる、と証しているのである。

これは人間界においても動物界においても極めて自然なことであり、そしてこれは、奪い合う愛によって実現している極めて自然な現象としての「相互扶助」だと示しているのである。

武郎は、クロポトキンの『相互扶助論』を、さらにもう一つの視点からより一層構造的に深めている。それは、クロポトキンが著書の中で次のように述べて、研究を先に伸ばした重要な論点について言及したものである。

「すなわち本書は、進化の主なる一要素としての相互扶助の法則を論じたもので、進化のあらゆる要素とその相互の関係を説いたものではない。この最初の書が書かれて、初めて後の書が書かれ得るようになるのだ。」（『相互扶助論／序論』クロポトキン）

武郎は、クロポトキンが後世に託した研究課題に向けて、問題提起となるような論を展開している。

「社界主義はダーウィンの進化論から生存競争の原理を抜いてその主張の出発点としたことは前に述べた通りだ。クロポトキンはこれに対立して無政府主義を宣言するに当り、進化論の一原理なる相互扶助の動向を取ってその論陣を堅めた。両者共に、個性から発して動植物両界の致命的要素たる本能であるとせられている。一方の主義者は生存競争の為の相互扶助だと主張し、一方の主義者は相互扶助の為の生存競争だと主張する。私はここで敢て主義者の見地を裁断しようとも思わないし、又私の自然科学に対する空疎な智識はそれをすることも許しはしない。」（『惜しみなく愛は奪う』二十二章）

「加之科学的研究法の必然的な条件として、凡ての物を二元的に見ることに慣らされていた。彼等はひとりだけで個性と社界とを対立させた。従ってその結論も個性と社界との中、個性に重きを置いた場合には生存競争として現れ、社界に重きを置いた場合には相互扶助として現れたのだ。然し前者には社界が、後者には個性が、少しも度外視されてははしない。私達はこの時代的着色から躍進しなければならぬと私は思う。」(同書二十二章)

武郎の軸足は、どちらかと言えば、ボルシェビズムよりアナキズムに重きがあったようだが、それは、上記の理論的体系化への着眼点にも関わらず、相互扶助への共感がより一層強かったからとも言える。これはもちろん、クロポトキンの影響のほかに、絶対自由を至上とするホイットマンの影響によることでもあった。

何れにしても、武郎は、クロポトキンの受け売りではなく、自分自身を根源的に捉え返すことにより、「本能」を「愛」へと言い換え概念的にも実体験的にも深める一方で、ダーウィンの「進化論」の中に統合されていた「生存競争」的側面と「相互扶助」的側面を、ボルシェビズムとアナキズムを止揚する方向で再統合し深めることを提起したのである。

つまり、単なる理論的な止揚を提起したのではなく、「相互扶助」を圧殺している現実社会を変革する方向性として、ボルシェビズムとアナキズムを止揚する社会運動の側面から問題提起したのである。

武郎は「相互扶助」を『惜しみなく愛は奪う』の中でその根本命題と重ねながら、クロポトキンの『相互扶助論』をさらに深める方向性を指し示した。

そのように深められた武郎の「相互扶助」は、『惜しみなく愛は奪う』定稿板が出版された2年後の1922(大正11)年に、現実の場において実地に試されることになった。

それが、有島農場の無償解放における根本理念としての「相互扶助」である。

次に、このことについて考えてみる。

4 有島武郎にとっての相互扶助(その3)

～『小作人への告別』(T11.7)、『農場解放記念碑文』(T11.11)などから

『惜しみなく愛は奪う』の中に、農場解放に向けて「相互扶助」を期した伏線を埋め込んだと思われる箇所がある。

第二十章の中で武郎はいくつかの断章を書いているが、その一つとして次のような挿話を寄せている。

「一艘の船が海賊船の重囲に陥った。若し敗れたら、海の藻屑とならなければならない。若し降ったら、

賊の刀の錆とならなければならない。この危機にあつて、船員は銘々が最も端的にその生命を死の威脅から救い出そうとするだろう。而してその必死の努力が同時に、その船の安全を希わせ、船中にあつて疲れと協力すべき人々の安全を希わせるだろう。各員の間にはいわず語らずの中に、完全な共同作業が行われるだろう、この同じ心持ちで人類が常に生きていたら。少なくとも事なき時に、私達がこの心持ちを蔑ろにすることがなかったならば。」(『愛は惜しみなく奪う』二十章)

これを読んで『小作人への告別』(1922(大正11)年7月18日)や『農場解放記念碑文』(同年11月)を連想するのは、私だけだろうか。

「終わりに臨んで諸君の将来が、協力一致と相互扶助との観念によって導かれ、現代の悪性度の中にあつても、それに動かされないだけの堅固な基礎を作り、諸君の精神と生活とが、自然に周囲に働いて、周囲の状況をも変化する結果になるようにと祈ります。」(『小作人への告別』より)

「諸君の将来が、協力一致と相互扶助との観念によって導かれ、現代の不備な制度の中にあつても、それに動かされないだけの堅固な基礎を作り、諸君の正しい精神と生活が、自然に周囲に働いて、周囲の状況をも変化する結果になるやうにと祈ります。」(『農場解放記念碑文』より)

前者は1922(大正11)年7月18日に有島武郎が弥照神社で小作人に告げた解放宣言の全文を同年10月1日発行の『有島武郎個人雑誌 泉』第1巻第1号に掲載したものであり、後者は農場解放を記念して碑を建てたいという小作人たちの要望に応じて武郎が送った碑文案であるが、ほとんど同じ内容と表現である。

この中で、武郎は小作人たちに「協力一致と相互扶助」が農場の共同経営にとって不可欠の理念であることを訴え、国家権力や資本主義など「現代の不備な制度(武郎は当初これを「現代の悪制度」と書いたが、後に周りのアドバイスを容れて少しトーンダウンしている)」からの圧迫を跳ね返す力になること、そして、そのことを通じて周辺にもこの理念が波及して広がっていくことを期待したい、という、いわば自治と連携の両面において「相互扶助」が農場の経営維持に寄与するだろう、と小作人たちを励ましている。つまり、解放された農場の「進歩的進化」に向けて「相互扶助」のもとで迎え戦うべき相手は、北海道における過酷な自然の猛威であり、国家権力や資本主義による政治的社会的経済的圧迫である。この前代未聞の困難な戦いへの覚悟を、小作人たちに期待したのである。

武郎が狩太の地で開始した農場の無償解放という歴史的事実実験において、「相互扶助」を最大の拠り所として農民が自らをトレインし成果をクリエイトすることが不可欠であり(『農場開放顛末』)、「相互扶助」は周辺からの圧迫に抗して生き残るための基軸となる戦略である、と農民に呼びかけたのであった。

そのことをおぼろげながらも察知したが故に、無償解放を受け止めてこの地に残った農民たちは農場の

経営に向けた「相互扶助」の戦いに固い決意を誓ったのではないか。

この宣言を受け止めた小作人たちは、1924（大正13）年7月15日、有限責任狩太共生農団信用利用組合を結成し、「相互扶助」の船出に乗り出した。

まさに、武郎が『惜しみなく愛は奪う』二十章で描いた、海賊と戦う船乗りたちの寓話そのものである。

官憲により碑文化が禁止された『農場解放記念碑文』は、吉川銀之丞によって共生農団の総会会場に毎回必ず掲示されたという。

「相互扶助」を訴えた武郎の理念が団員の精神に次第に浸透していった歴史が、残された文書記録などからうかがえる。そのような歴史を辿りながら、クロポトキンそして有島武郎の「相互扶助」は、有島農場の地、狩太ニセコの地にいかに根付こうとしてきたのか。

共生農団の歩みの中で、「相互扶助」はどのように回復の道を歩み、かつ、どのように破壊されたのか。その歴史的体験を、『ニセコ町まちづくり基本条例』の中でどのように総括し、そのような新たな回復の道を目指したのか。

本稿の続編の中で、狩太共生農団にとっての「相互扶助」の推移、及び、ニセコ町が掲げる「自治と相互扶助」の実相を検証してみたい。

5 狩太共生農団にとっての相互扶助

（1）武郎が共生農団に託した「相互扶助」

前章までは、クロポトキンと有島武郎に通底する「相互扶助」理解を、特に『惜しみなく愛は奪う』の論点から「本能」と「愛」を切り口に辿ってきたが、その思想は狩太共生農団の「相互扶助」とどのように繋がっているのだろうか。

この章「5 狩太共生農団にとっての相互扶助」では、狩太共生農団に関する最も詳細で彫りの深い分析を加えている高山亮二著『有島武郎研究—農場解放の理想と現実—』に依拠しながら、共生農団にとっての相互扶助がどのようなことであったのかに焦点を当てて探り直してみる。

武郎は「解放宣言」の中で、農場解放の大前提として全ての農民による共同所有、共同管理を彼らに託したが、その営みを外敵から守る紐帯としての「相互扶助」をより現実的な概念として捉え返す時、そこには、『惜しみなく愛は奪う』の思想がより凝縮して表明された『宣言一つ』を見いだすことができる。この観点について、高山亮二氏は『有島武郎研究—農場解放の理想と現実—』の中で、次のように触れている。

「彼が『宣言一つ』の中で第四階級の時代の到来の必至なこと、もはやこの時代に知識階級の指導が無意味なこと、従って新しい時代は新しい労働者階級自身の手で築かるべきことを述べている。有島が解放後の農場を土地共有という共通の基盤に立たしめたのは、そうした基盤の上での第四階級の人々の自覚と自治能力を信じたからであり、農民だけの組合組織の運営—即ち、有島自身を含めての、知識階級の指導の排除は階級移行を否定する『宣言一つ』の思想に基づくものといえよう。」

(『有島武郎研究—農場解放の理想と現実—』高山亮二著より)

これを端的に言い換えれば、第四階級内部における第四階級自身の「本能」や「奪う愛」こそが、共生農団を主体的に担う農民自身の「相互扶助」なのである。

武郎はこのことを、吉川銀之丞に宛てた書簡(T11.5.6)の中で現実的具体的に説き起こしている。少し読みにくい候文なので、高山著書の中で書き下された部分を援用する。(同上書より)

- ① 解放後の土地の所有形態を旧農場の小作による共有とすること
- ② このために解放した土地を生産の場として管理する旧小作人の共同体の結成が必要
 - (イ) 参加者は全て純農家であること(暫定的に旧農場管理人の指導は認めるが)
 - (ロ) 各人が全く平等の資格で参加すること
- ③ この共同の自治体の運営は全て合議制によることとし、全員の意見の結集の上で運営さるべきこと
- ④ 農民自治体の運営は、<官憲>の指導を極力排除すること
- ⑤ 参加農民からは旧小作料程度の土地利用料を徴収し、集団内の困窮者の救済、研修、娯楽等に当てること

共生農団における「相互扶助」の基本的構図が、端的に言い表わされている。

このような仕組みの本質について、高山氏は次のように指摘している。

「これら漠然たる理想社会の輪郭から見ただけでも、それは、資本主義社会への批判を内包した、「宣言一つ」の思想の延長線上に立つ多分にアナーキーなものであり、人間、特に労働者への<愛><肯定>を基点とするものであった。そして、それは、知識階級とは無縁な、額に汗して生きる農民を構成員とし、彼らの資質の十二分の開花による実生活の向上を企図したという点で武者小路実篤の「新しき村」とは、異質な、より現実的なものであったといえよう。」(同上書より)

この視角は、共生農団の本質、ひょっとしたら吉川も他の農民も誰一人気づかないまま運営していたかもしれない極めてラジカルな実態を言い当てた見方ではないかと思う。であるがゆえに、国家権力は共生農団に対して監視の目を怠らなかったのであり、折に触れてその実態を試すかのような

揺さぶりも試みたのであった。

しかし、別の面から言えば、そのようなラジカルな側面には気づかないまま共生農団を高く評価した周辺からの様々な眼もあったのである。それが、「相互扶助」のラジカルでありつつも懐の深い実像であり、そのように共感する周囲もまた自らの裡なる「相互扶助」に自覚的あるいは無自覚的に共振していたのである。「相互扶助」がまさに自由な「本能」でありつつ、関係性の中で互いに奪い合うことで伝え合う「愛」である所以が、このような形で表現されていたということだろう。

言及が思わず先に走りすぎてしまったので、ここでもう一度、武郎が共生農団に託した「相互扶助」に戻り、論を先に進めるために付言しておきたい。

「彼が無限の可能性を期待した一農民自身が、彼らの持つ相互扶助の美質を訓練し、発展させることを念願した」（同上書より）

武郎は、そのための現実的実際的な手立てとして、信頼していた吉川銀之丞に、農民による共生農団運営の下支えを託した。武郎は自身と農民との間に横たわる超え難いアイデンティティの裂け目を見据えていたが、吉川については農民のアイデンティティをも分有している存在とみていたのであろう。確かに吉川の存在は、「相互扶助」のコーディネーターとしていくら強調しても強調しすぎということがないほど大きく重要なものであったことは、共生農団運営の全過程を通して明らかになっていく。

それがどのように実現されていったのか、次に見ていきたい。

（２）共生農団の定款をめぐる「相互扶助」

武郎が心中した翌年の大正 13 年 2 月 20 日、「有限責任狩太共生農団信用利用組合」の設立総会が持たれ、定款と役員が決められた。

その定款には、共生農団の組織理念に基づく規定が記されているが、深い背景を宿す規定もいくつかあった。それは、先に述べたように共生農団がいかにラジカルな本質を抱えていたのかをめぐる、定款の認可機関である行政当局と、武郎の理念を可能な限り組織のあり方に反映したいと骨を折った吉川銀之丞や森本厚吉との攻防戦の成果でもあった。

特に第 67 条は、共生農団における「相互扶助」の根幹に当たる規定である。

「(第八章 附則)

第六十七条 土地及土地ニ付帯スル物件ハ永久ニ個人ノ私有物ト成スコトヲ得ズ

本組合解散ノ場合ハ故有島武郎氏ノ直系親族ノ同意ヲ得テ公益ヲ目的トスル法人ニ同一ノ条件ヲ附シテ寄附スルモノトス

第六十八条 土地ハ低利資金ト借替ヲナスノ外担保ニ供セザルモノトス」

(「有限責任狩太共生農団信用利用組合定款」より)

このような重要な内容がなぜ「附則」なのかについては、ここでは詳しく述べないが、要するに、認可権限を持つ行政当局による露骨な圧力と、吉川の想いを後押しする森本の法理論や交渉術によるせめぎ合いと妥協の産物だったのである。しかし「附則」とはいえ「定款」であることには変わらないので、この後に、共生農団に押し寄せる様々な外圧に抗する時、この条項は「相互扶助」による抵抗の武器として大きな役割を果たしていくことになる。

農民の共同所有による財産となった農地をいかなる形であれ失うことは、全団員の生命線が一挙に崩壊する包括的敗北を意味することであり、そのことは農民誰も直裁に理解できることであった。この共同所有の農地をまもることこそが、農民個々の生存そのものとなった。それを守るためには、各農民の様々な状況の相違をのりこえる根源的レベルからの共同戦線が求められ、結局それが「相互扶助」の体現へと繋がったのである。このことは、後述する銀行融資への返済努力として表現された。

さらに、この第六十七条は第二十八条によって一層強固にブロックされていることをもってしても、吉川と森本の意味がいかに強固なものであったかがわかる。

「第二十八条 ……(中略)……但シ附則第六十七条及第六十八条ノ規定ハ之ヲ変更スルコトヲ得ズ」

(「有限責任狩太共生農団信用利用組合定款」より)

この規定が「相互扶助」に基づく徹底抗戦の意思表示でなくて、一体なんであろうか。

そして、もう一つ。農民団員の平等なメリットの実現という「相互扶助」を、利益配当面から補強する規定も盛り込まれている。

「第五十六条 ……(中略)……特別配当金ハ其ノ三割ヲ組合員割トシ平等ニ分配シ七割ヲ其ノ年度ニ於テ組合ニ支払ヒタル土地ノ利用料及其他ノ利用料ノ高ニ応ジテ按分ス」

(「有限責任狩太共生農団信用利用組合定款」より)

この「平等割」に関する攻防も、「団員の平等に基づく相互扶助」の観点から、吉川も森本も、「平等割」を認めようとしない行政側の一般形式論的な法解釈に屈するわけにはいかない争点だった。

このように、「定款」の申請段階において既に、行政権力側との戦いが事実上始まっていたのであり、この戦いは、「半農民」「半第四階級」である吉川の熱意と、それを支えた森本の「第三階級」

側からの有効なコラボレーションによるものだったと言えるだろう。そして、このことは、二人の念頭に常在していた有島武郎の明確な理念と強い意思が然らしめたことでもあっただろう。

しかし、この「定款条項の闘い」を有利に進めることができたもう一つの背景が当時の社会情勢の変化にもあったことは、理解しておく必要がある。頻発する小作争議を解決するための一種懐柔策として、産業組合事業の中に「相互扶助」の余地をある程度認めざるを得ないという妥協的認識が、行政権力側にも浸透していった時期だったからである。

さてここで、この定款の位置付けに関して、ある根本的な疑問を覚える向きもあるかもしれない。共生農団が農民だけによる共同運営を目指したというのならば、その羅針盤と言うべき「定款」がその農民たち自身によって作成されていないのは、根本的矛盾ではないか、と。

確かに、「定款」の案を作成したのは、中心的には森本厚吉や小林巳智治を中心とする北大の学者グループであり、そしてもちろん有島武郎本人と吉川銀之丞の関与によるものであった。この陣容だけを見れば、批判は当を得ているようにも思える。しかし、形式論理的には批判の通りであるとしても、初動段階のやむを得ない矛盾として受け止めた上で、その後農民自身の運営の中で「定款」が彼らの意思により修正されていったことを考慮すると、その後の運営実態のダイナミズムに即した評価が適切ではないかと思う。したがって、初動段階の矛盾はいわば「トレインとクリエイト」（有島武郎）を前提とした現実的手立てだった、と言って良い。

では、その後の事実経過はどうだったのか。

そのことについて具体的に触れる前に、吉川銀之丞は、自身の半農民とも言えるアイデンティティのもとで共生農団の自立に向けてどのような関わり方をしたのか、いくつか見ていきたい。

（3）吉川銀之丞にとっては、覚悟の「相互扶助」

吉川銀之丞は、武郎の「相互扶助」をどのようなものとして受け止めていたのだろうか。

そのことを端的に示す吉川の文章がある。これは、共生農団設立総会の際に定款案の上に添付した「有限責任狩太共生農団信用利用組合設立ノ由来」と題する一文で、農民ひとり一人に語りかけるような吉川の認識と真情が溢れ出た文書である。

「本組合ハ故場主有島武郎氏ノ理想トシテ、土地ハ一個人ノ私有スベキモノニアラズシテ共有シテ互ニ責任ヲ感じ、協力一致、相互扶助ノ觀念ヲ以テ、多々益々生産ヲ挙グベキモノトナリトノ見地ヨリシテ、土地及債権（小作料及貸付残預金）ヲ無償ニテ小作人ニ解放シタルモノニ係リ・・・（中略）・・・債務ハ四万円（日本勸業銀行ヨリ借入金四万円ニシテ、本年ヨリ向フ二十ヶ年年賦償還ヲ行フモノニシテ其一年ニ支払フベキ利子及償還金共三千九百八十一円八十二銭トス。本借入金ハ灌漑溝井ニ増田費ニ投資シタルモノニシテ、厘毛ト雖モ有島家ノ債務等ニ使用シタルモノニアラズ）

トス。」

武郎の突然の死去に伴い、銀行融資の返済責任が武郎本人から共生農団に転じたことは、共生農団の船出にとっては明らかにマイナス要因だったが、吉川はこの負荷を、団員の協力一致と相互扶助を可視化する取り組み対象へと戦略的に転換した。このロジックは、吉川にとっては退路のない共同戦線への呼びかけであり、まさに「相互扶助」による防衛と攻勢の矛盾を止揚する最大の戦略であったと言えるだろう。「相互扶助」は余裕の戦いを表現するものではなく、むしろ退路を断つ決意を共有するものであった。共同戦線に加わる農民に対し、互いの長所を学びあい短所を補い合うことで各自が成長し尊重し合う、いわば「奪う愛」を「本能」のごとく血肉化することによって戦いに打ち勝つ共同の営みに加わろう、と奮起を訴える吉川のメッセージでもあった。この点で、すでに、武郎が解放宣言の中で農民に託した「相互扶助」は、武郎の急逝と銀行融資への返済義務を二つの大きな要因として、農民一人一人の退路なき「相互扶助」へと変換されたのである。吉川は、初動段階でこの一大投企を仕掛け、結果的に農団農民を牽引していくことに成功したのである。

大正13年2月20日の設立総会を受けて農団組合の設立が認可されたのは同年7月15日であったが、その2ヶ月後の9月12日に解放記念碑の除幕式を行なっている。その式辞の中で、吉川は農民たちに向けて、「相互扶助」にもとづく農団内外における「共同戦線」を宣言している。

「抑々農場解放ノ挙タルヤ未ダ曾テ世界ニ其例ヲ見ザル破天荒ノ事実ニシテ随テ社会ノ耳目ハ本団ノ盛衰ニ集中批判ヲ下サントス 嗚呼 生等ノ責ヤ重且ツ大ナリト云フベシ能ク故農場主ノ意ヲ体シ本団ノ隆昌ヲ期セントセバ須ラク協力一致相互扶助シ能ク其ノ責任ヲ自覚シ奮励努力シ有終ノ美ヲ濟シ以テ・・・(後略)・・・」

特に「社会ノ耳目ハ本団ノ盛衰ニ集中批判ヲ下サントス」という言葉の中には、吉川が強く意識していた周辺社会との緊張関係とそれ等に抗してこれから闘っていこうという強い覚悟と決意、そして農民に対する鼓吹と喚起を感じ取ることができる。

吉川は、設立総会と解放記念碑除幕式式辞に際して自身の覚悟と決意を表現し、農民に対しても「相互扶助」への結集を強く呼びかけたが、そのことを農団運営の日常の中でも可視化する装置も演出した。

解放記念碑の碑文として武郎が書き記した「解放記念碑文」は官憲の不許可によりついに実現しなかったが、吉川は書に書き認められたこの文を表具し、それを農団事務所高座敷の床の間に掛け、その場で行われた毎回の役員会において共有を深めるようにしただけでなく、総会が行われるときは会場となった集会所に移して正面に掲げた。

この「農場解放碑文」の前で、武郎が意図した農民による徹底合議制による「アナーキーな下から

の意思決定」(高山前述書)が、総会の都度毎回実践されたのである。

このようにして団員への浸透を図った「相互扶助」は、活動の中でどのように推移していったのだろうか。

(4) 農団の総会運営に垣間見える「相互扶助」の深化

共生農団の「定款」に籠めた吉川銀之丞と森本厚吉の熱い想いは、認可権限を持つ行政権力とのせめぎ合いの中で魂のこもった表現となったことはすでに述べたが、しかし、かといってこの「定款」はこれから共生農団を担っていく農民たち自身の手によるものではなかったこともすでに触れた。いわば画龍点睛を欠くものだったという、シビアな見方もありうるだろう。

しかし、「定款」案について協議が行われた第1回の設立総会(T14.1.31)において、さっそく、出席した農民の中から「定款」の規定についていくつかの疑問と意見が出された。

その中から二つ紹介する。

- 1) 土地登記税三千円の支出案について、団員から、農団発足時は出費が多額に及ぶので、登記は明年に延ばすべきという動議が出され、この修正動議が可決された。

総会の出席者は68名、第一農場と第二農場のほぼ全員の出席により、議論は10時間に及んだ。形通りの承認総会ではなく、全員が納得するまでいかに意見が交わされたか、その記録を読むまでもなくわかるというものである。ちなみに、共生農団は解散までに25回の通常総会と19回の臨時総会を開催しているが、総会1回あたりの時間は、最長13時間平均7時間余に及んでいる。いかに議論が徹底してなされたかを示す、驚くべき記録といえよう。

- 2) もうひとつ。「定款」案の役員数についても、原案の人数を半分に削減する修正案が提案され、異議なく可決された。共生農団内部の意思疎通の密度に応じた現実的な組織イメージについて全員が共有できていたということでもあり、「相互扶助」の基盤がすでにできつつあることを示した一幕とも言える。

第3回総会(S2.1.28)においても、団員相互のコミュニケーションと議論の深化を図る工夫が、「処務細則」に追加された。それは、委任状を少なくして実出席者を多くすることと、組合員本人でなくても家族中の成人男女は出席できるようにしたことである。共生農団の運営に、戸主だけでなく家族の誰もが参加できる仕組みとしたのである。これも、「相互扶助」の意識形成に向けた「トレインとクリエイト」(有島武郎)であったと言える。

この第3回総会においては、もう一つ注目すべき議論があった。農地の等級調査を継続実施して農地による等級の格差を是正する方策を講ずるか、それとも現状のままそれぞれの土地改良に努力するか、そのどちらを採用するか議論が長時間にわたって行われ、結果的に後者の方針が採用された。

これはいわば、前者の<共助>より後者の<自助>を選んだ結果である。このような内部の相違は

どうしても避けられないことかもしれないが、それにしても結果はともかくとして、徹底した議論がなされたことはプロセスにおける「相互扶助」が志向された場面だったと言える。

この議論で見られた団員農民間の意識の断層は、後に農団が解体されるときにより一層大きな乖離として表面化することになる。

共生農団総会の歴史の中でおそらく最大の「事件」とも言える出来事が、第16回総会（S15.1.30）の報告書に記録されている。総会運営としては異例のことだったが、当初議題になかった案件が、総会当日になって青年団から提案されたのである。それは、役員が一人が自分の耕作地を市街地住民数戸に又小作（又貸し）をして中間搾取しており、これは有島武郎農場主によって託された農団運営の基本理念に反する重大な問題なので、その役員に反省と辞任を求める、という告発であった。合議の結果、青年団による問題提起は総会で承認され、当人は役員を解かれた。

この青年団は団是として「宣誓」と「宣言」を掲げているが、その一部に次のような内容が記されている。

「一、吾等ハ個人主義ヲ排除シ、相互扶助ヲ誓フ」（『宣誓』より）

戦争遂行・産業組合主義・生産増強という当時の戦局に囚われた視点からの思想と行動ではあるが、農団内部の組織体制と運営の仕組みに棹さしてまでも「相互扶助」のあるべき姿を求めた青年たちの想いが、総会に参加した多くの団員の心を捉えた事件であったといえるだろう。時局により歪められた意識を含んだものであったとはいえ、農場解放の基本理念に基づいて、平等の立場から難局に立ち向かうための協力一致と相互扶助に向けた是正を訴え、民主的な議論を経て、組織内に芽生えつつあった利権の芽を小さいうちに打ち砕くことができた歴史的出来事であった。

総会を舞台にしたこれ等の経緯に現れているように、有島武郎が共生農団の農民たちの成長を信じて託した「相互扶助」は、その最初のステージから発現していたのであり、いわば「本能」つまり団員である農民相互の「奪う愛」によって、「トレインとクリエイト」が着実に積み重ねられた共生農団25年間の歩みであった。農団の発足以降森本厚吉は現場から事実上足を遠ざけていたので、吉川銀之丞による献身的な下支えと権力による圧迫が表面化した時の吉川の決然とした態度に支えられながら、団員農民自身の堅固な「相互扶助」が当初からその片鱗を見せつつ次第にパワーアップしていった様を見るにつれ、武郎が最後まで主張していた第四階級（農団農民）自身の本来の力の開花に圧倒される農団史である。

しかし、とはいえ、農団内部の「相互扶助」は決して一枚岩ではなかったことについても、看過してはいけない。

これらのことについて、共生農団が解体されるまでの一連の経緯から総括の視点を模索してみたい。

(5) 権力の圧迫に対する農団の抵抗

共生農団は、自然の猛威と世界情勢に左右された経済的苦境に翻弄されながらも、「相互扶助」に基づく農場経営を貫き、「相互扶助」の矛盾的紐帯の軸でもあった銀行への債務返済を昭和18年に完済した。その間の困難な戦いの詳細は高山氏の研究(『有島武郎研究—農場解放の理想と現実—』)を参照していただくとして、農団発足時から戦前戦中にかけて、農団に対する外圧すなわち権力の圧迫がどのようになされたのか、その一端をふりかえっておきたい。

定款申請時における認可権限者である行政と森本・吉川の闘いについてはすでに簡単に触れたので繰り返しを避け、ここでは、陰に陽に行われた大小様々な圧迫の中から、主に次の2つのことから触れておきたい。

昭和12年の盧溝橋事件をきっかけに日中侵略戦争が始まり、国を挙げて戦時体制に突入していく中、政府は、大正期から続いていた小作争議を沈静化させ農業生産を安定させることを目的として大正15年に制定した「自作農創設維持補助規則」を、その後積極的に推進した。これは、小作農の搾取から大きな収益を得られなくなっていた地主層と、被抑圧に対する不満の限界を超えていた小作農の双方を懐柔し農業生産を安定化するために、不在地主が農地を小作農に払い下げるインセンティブを国が提供する制度であった。この制度に基づく有償の農地解放は、昭和初期の不況期を挟んで昭和10年代に入ってから次第に全国に広がり、大規模農場の多い北海道でも農場が次々と小作農に有償で解放されていった。羊蹄山麓においても、昭和13年に曾我農場が、翌昭和14年には京極農場が解放され、その他の農場解放も含めて多くの小作農が自作農になった。共生農団の団員の中にもこのような状況を羨む農民がいて、中には高い値が付き始めていた共生農団の小作権を売って離団し、転身を図る者もこの時期に多かった。共生農団の理念より自分個人の農地に魅力を感じ続けていたのだろう。

このような状況下の昭和14年、北海道庁の拓殖部長から吉川の許に、共生農団でも自作農創設制度を活用して農地の共有をやめ個々の農民に分け与えてはどうか、と勧奨があった。吉川は役員と諮った上で、これをはっきりと断っている。これは、自作農創設の動向に動揺した団員が農団を離脱した後に、残った団員が「相互扶助」精神にもとづく団結を再確認した結果でもあった。しかし、残った団員の中にも、動揺を払拭しきれない農民は存在していた。

昭和16年、真珠湾攻撃によって始まった太平洋戦争は、中国大陸での戦線を泥沼化させつつ、国内の戦時体制を極限にまで緊迫化させていった。その過程における昭和16年3月、『中央公論』の記事のため杉山英樹氏が共生農団と解放後の曾我農場を訪れ、村内で様々な取材を行い、国の自作農創設制度を活用した曾我農場と、その制度活用を拒み有島の理念に基づく独自の農場経営を続け

ている共生農団を比較した記事を書いている。これは、国の制度を活用した曾我農場を高く評価し、それを断った共生農団を事実誤認などに基づいて不当に低く評価した内容となっていた。その記事の中で、狩太村村長や関係機関も共生農団に違和を感じていることが紹介されている。

共生農団が「相互扶助」によって戦い続けた外圧とは、国家権力や資本主義などのようなわかりやすい明確な「悪しき制度」だけではなく、地域に内在している共生農団に対する偏見、有島武郎の社会主義的思想により解放された農場という異端視が、地域の中からも共生農団に注がれていたことがこの「杉山論文事件」によって明かされたのである。

これらのことは、厳しい思想統制を行っていた戦時中の国家体制下にあっては十分想像できる出来事であった。むしろ注目すべきことは、このような圧迫を受けた戦時中においても、共生農団は毅然とした姿勢で、武郎が託した農場解放の理念そして「相互扶助」の闘いを貫いていたということである。

しかし同時に、様々な外圧や懐柔をきっかけに、団員農民の中に共生農団員としての生き方に疑問を感じる人が増えていたことも、冷厳な事実として受け止めなければいけない。その矛盾が一気に表面化する事態が、戦後間もなく訪れる。

（6）共生農団の解体と「相互扶助」の内部崩壊

戦前戦中の共生農団は、権力に対しても地域の中においても外圧と闘う「相互扶助」の農場経営を貫いたが、戦後間もなくその状況は大きく変化した。

終戦後の混乱のなかで農業の再建を急ぐ日本政府は、占領軍の政策を付度して戦時中の「農地調整法」（昭和13年制定）を改正し自作農創設を目指す「改正農地調整法」を国会で審議した（S20.12）。これが第一次農地改革である。しかし、これを不十分と見たGHQはさらなる改正に向けて、その骨子に関する指令を出し、紆余曲折を経て、第二次農地改革はGHQの手によって推進された。その結果生まれたのが、「自作農創設特別措置法」「改正農地法」（S21.10）である。これにより、一定の面積を上限にそれ以上の面積分については実際に耕作している小作者に優先売却されることとなり、いわば従来の大地主制が解体され、小作人は小規模の自作農へと転換することになったのである。もちろん、この制度改革は全国の小作人に圧倒的に歓迎され、その波は当然狩太村にも押し寄せた。

狩太共生農団の農民は、土地共有の形ではあるが有島武郎農場主が農場解放に際して掲げた記念碑文の理想が今まさに実現し始めていることに、大いなる興奮を覚えたはずである。

また、このような状況を迎えて、有島武郎の解放により実現した狩太共生農団の歩みを高く評価するマスコミの言論も現れ、戦前戦中における世間からの評価が一転して好意的なものに変わった。

「かくて偉大なる解放者によって、「搾取なき理想の農村」がここに実現した。今度の農地法によって法人体でも一定以上の土地の保有が認められないことになれば、個人分割ということになるが農団の組合員たちは、「偉大なる解放共有の精神を継承してゆきたい」と一人として分割を望まず、この問題に対して、北海道庁当局も、「わが国土地解放の先駆者となった有島さんの立派な精神を酌んで、有島共生農団はこのまま残したいと思ふ」と理解ある態度を示している。」

（『農業朝日』S21.9月号所収「農場解放の先駆、有島共生農団」より）

一部に事実誤認を伴いながらも、道庁のコメントは苦笑してしまうほどの好意的な論調であるが、事実このような空気が流れ始めていたのだろう。

しかし一方では、戦後の混乱、特に統制経済のもと食料事情の逼迫を反映して農産物は闇市場化し、全国の農村は闇の活況に沸いた。それは狩太共生農団においても例外ではなく、闇販売のみならず生産資材の調達においても、団員農民の利害の駆け引きやエゴが横行したことが記録からうかがえる。

結果的に農団最後の事業報告となった昭和 22 年度総会（S21. 1. 30）の報告には、次のような記載がある。

「終戦後、拾七ヶ月ヲ経過スルモ新生再建ノ燭光見エズ。却テ退却ノ兆アリ。物情騒然タル、寒心ニ堪エズ。畢竟、愛ナキ対立ノ然ラシムル所ニシテ、自滅ノ外ナシ。須ラク挙国ノ一致、相互扶助、共存共栄主義ノ外、再建ノ策ナキモノト云フベシ。」

高山氏はこれを吉川の文と見ているが、困難な時代を通して共生農団を支え続けてきた吉川は、戦後共生農団に対する風向きが耳障りの良いものになり、闇の経済で懐が潤い始めた団員農民のエゴが、これまで自らを支えてきたはずの「相互扶助」「奪い合う愛」をないがしろにし始めた風潮こそが、これまでで最も危険な兆候であると警告しているのである。

この警告が不幸にして的中する事態が、約 1 年後に発生する。

第二次農地改革が始まった当初、狩太共生農団はその対象にはならないという見通しが、北海道庁にも農林省にもあった。農地解放よりもさらにその先に行く新時代の農場経営形態である、という高い評価がなされていたからである。共生農団のこれまでの運営実態を見ると、その評価は頷けるものがあった。

しかし、その風向きも急転直下、大きく転換することになる。

昭和 22 年 10 月、農林省から狩太村に連絡が入り、共生農団を対象とした現地調査が行われることになった。その背景についての明示的な資料はないが、高山氏は、『農業朝日』の記事が当局の目に留まったからではないかと見ている。

翌年の昭和 23 年 6 月 6 日、共生農団集会所において、「農団解散の是非について」という議題で、狩太村農地委員会主催による懇談会（正式な議決の場である「総会」ではない）が開かれた。団員は第一農場だけが対象で、出席した団員は 29 名、欠席 20 名。これまでの総会における極めて高い出席率と比べると異様に少ない出席者だが、これは、懇談会の背後に GHQ の意向があると見た多くの団員の諦めがもたらした結果と言えるだろう。

懇談会の冒頭に、吉川は、共生農団は「ファッショ乃至封建的」な「一般にいう不在地主」の農団ではなく一種の自作である旨を述べた後、出席者が自由に意見発表できるように、との配慮から自らは退席した。その後、数名から解散に反対の意見が述べられたが、その内容は「有島の精神を残したい」「有島の恩義に反する」「解散の実益がない」などであった。しかし、その他の多くの農民は、その意見がどのようなものであったか記録されていないが、解散に賛成であり、採決の結果は、解散に賛成が 15 名、反対が 8 名、中立が 5 名であった。

翌日第二農場の集會も同じように開催されたが、団員全 11 名が出席し、全員が解散に賛成した。この二つの場は、「定款」に定められた正式な決議の場ではなかったが、事実上、狩太共生農団の解散が決まったのである。

当局が、共生農団に対する当初の好意的な評価に反してこのような取り扱いに変わった背景に何があったのか、明示的な事情はどこにも示されていない。有島武郎の社会主義思想に基づく、いわば共産的な農場経営の実績を GHQ がそのまま許すはずはない、という分析も当を得ているだろうし、その意向を付度した日本国政府や北海道庁の意向もあっただろう。そして、そのような政策的、というよりも政治的な判断を根拠づける事由が、農団農民の小作権の売買転貸によって農場解放当時の小作人が団員全体の半数しかいなかったということも理由とされていたのである。生え抜きではない団員の多くが解散に賛成したであろうことは、想像に難くない。

しかし、もう一つ、解散に賛成した団員が多かった理由がある。

農林省が共生農団に「自作農創設特別措置法」を適用する理由として提示していた 4 点の一つに、「今回の農地改革は結局において有島氏の考えと一致している」という記述があった。

解散に賛成の農団員の多くは、この記述を目にして大きな安堵を覚えたに違いない。恐らくそれなりに抱えたであろう罪悪感、相互扶助に基づく農団の維持よりも自分個人の農地が欲しいという欲求に大義名分を獲得できる示唆がそこに示されていたからである。

しかし、このような理由は、意図的なデマゴギーか理解不足による過誤か、いずれにしても、GHQ による農地解放と有島武郎による農場解放とは、似て非なるもの、全く雲泥の差というべき相違を抱えていることに気づくほどまでには、農団員の「トレインとクリエイト」が及んでいなかった。では、この二つは、どこが決定的に異なる思想なのか。

「有島の農場解放の根本理念には、大地を空気、水などとともに、個人の私有すべからざるものと

いう考えがあり、それが共生農団を土地共有の共同体たらしめたものであった。この理念に基づく有島の人間愛を基底とする〈相互扶助〉の理想社会は」（高山同上書）、GHQによる土地の私有化、私物化とは全く異なる思想に基づくものである。共生農団の中でこのことを理解していたのは、吉川をはじめとする一握りの団員だけであったということが、農団解散の大きな背景となった。

そしてさらにもうひとつ、第3回総会の場で大きな議論となった農地の評価に関する意見の相違、つまり「公助」と「自助」の意見の相違の中で、「自助」すなわち突き詰めれば土地の所有形態を共有ではなく私有にしたいという潜在的欲求の根強さを克服できなかった、共生農団の「限界(?)」をそこに見ざるを得ない。これは、戦後の闇市で浮かれた時期に露呈した団員農民のエゴにも現れたもので、理念だけでは克服できない人間の深い闇に属する問題でもあった。

農団の解散を報じたのは、『東京朝日新聞』（S23.6.23）一紙だけであった、そこには、農団員の多くが解散を支持した背景として、①農場解放当時の小作の数が少ないこと、②小作権の売買が行われていたこと、③有島武郎の意志を踏みにじり農民自身が自作農になりたい希望が強かったこと、が指摘されていた。

思えば、非業な総括である。

（7）共生農団の解体は何を物語るのか―「相互扶助」の観点から

共生農団の25年に及ぶ歴史を振り返って、「農団にとって戦後の農地改革とは一体何であったのか」（同上書より）と、高山氏は問題を投げかける。彼はこの自問自答において、ニセコ町全体における現在の有島地区の農業の経済指数を分析し、農家一戸あたりの農地面積が全町平均よりも小さいこと、農業所得も全町平均より低いことなどを指摘した上で、次のように問題提起を続けている。

「大正11年の時点ですでに、土地共有の形ながら、耕作権が確立され、自立した農民であった共生農団の農民にとっては、農団の解体を推進した農地改革は上記の有島地区の農民の経済指数が物語るように一彼らの自立ではなくて一彼らが嘗て拠って立った〈相互扶助〉を団是とする組織の解体、喪失だけではなかったのではないだろうか。彼等は町内の他地区の農民が着々耕地面積を拡大し、農業所得の増加を図っているのに、夏期の土木作業等による農外収入に依存し、農業への依存度を低下させ、それが耕地面積の停滞に繋がっているのである。今日こうした近郊型兼業営農の脆弱さ、不安さを一番敏感に感じているのは、嘗て、農団という組織により〈鉄の団結〉を誇った彼等自身であろう。」（同上書より）

まさに、「相互扶助」を武器として対内外に戦い続けることができた共生農団が、戦後の農地改革で個々の農家単位に分断されることで「相互扶助」を喪失し、一挙に地域としての存立基盤すらも

喪失しかねない状況に追い込まれていることが、総括として示されている。

ここで思い起こすのは、第2章で触れたクロポトキンの「相互扶助」に関する大窪一志の言及である。

「これら自立したコミュニティ、アソシエーションの内部に具体的で人格的なかたちで成り立っていた相互扶助は、均質な社会的原子の間の抽象的で非人格的な関係として、国家を通じて行われることになっていった。これをクロポトキンは、「国家による社会の吸収」と表現している。「国家があらゆる社会的機能を吸収してしまったことは、必然に、放縦なそして偏狭な個人主義の発達を助けた。」(『甦れ、相互扶助』大窪一志より)

そして、「・・・社会の具体的場面においては、その抑圧が全面的なものとなり、抑圧されていること自体がわからないほどまでになっているのである。」(同上書より)

ニセコ町は、まちづくりの憲法と位置付けている『ニセコ町まちづくり基本条例』の「前文」で、「相互扶助」にもとづくまちづくりを謳っている。

であるならば、共生農団の「相互扶助」の崩壊自体が意識の奥底に追いやられ、「相互扶助」とはどのようなことだったのかもわからなくなっている現状に新たに光を当て直すことこそが、有島武郎の遺した「相互扶助」にもとづくまちづくりを標榜するニセコ町の根源的な課題ではないだろうか。

続稿において、クロポトキンから有島武郎、そして狩太共生農団へと引き継がれてきた「相互扶助」の理念と実践のDNAが、『ニセコ町まちづくり基本条例』にもとづくニセコ町のまちづくりの中にどのように継承されようとしているのか、それは今どのような状況なのか、具体的なケースに即して検証し、今後の「相互扶助」回復の道筋を得たい。

6 ニセコ町における「相互扶助」とは何か

(1) 終戦後の秘された歴史

本論に入る前に、少し寄り道をしたい。

「昭和16年、私は王子第一発電所の所長宅で生まれた。父親の鈴木五十治はそこで所長職を長年勤め、当時狩太村と呼ばれていた村議会の議長などもしていた。父は何故かこのニセコの町を愛していた。・・・(中略)・・・昭和20年代の前半、新憲法下で行われたわが国最初の統一地方選挙で

父は村長に選ばれ、私の小学生時代も同じ年に始まったと記憶している。生来、陽気者で善人過ぎるといわれる父は、人を疑うことさえ知らなかった。その性格は多くの職員を抱えて地方行政の長に納まった後も変わらず、狩太村が町に格上げされた時期から始まったといわれる収入役の不正事件を事前に食い止めることすらできなかった。」(『真田紐』鈴木延夫著/H22.6)

「私が小学校の3年になった晩秋のある日から、当時役場の向かいにあった公宅に夕方早く戻る父は、毎晩白い布切れを自分の手で裂きながら、「真田紐」を黙々と編み続けた。その期間が2ヶ月だったか3ヶ月だったか。ともかく、同じ家の中にいる母や私達子供でさえ近寄り難かったその寡黙な姿は、幼かった息子の心の底にも、言い知れぬ不可解さと違和感を残した。」(同上書)

任期を残し、鈴木五十治町長は在任中に抱えた難問故に体調を崩し任期半ばで辞職した、と鈴木延夫氏は語っている。

私はこのことが気になって詳しく知りたいと思い『ニセコ町史』『ニセコ町百年史(上・下)』を調べたが、関連する記事を見出すことはできなかった。鈴木五十治村長の在任期間が昭和22年4月～昭和25年8月(ただし、昭和25年9月1日に狩太村が町制施行により狩太町となったことから9月1日から「病気を理由に」任期途中で退職する昭和25年9月14日までは鈴木五十治町長として在任)である、との記載があるだけで、戦後初代の公選村長(町長)の辞任とその背景という歴史的な出来事に関して町史が全く言及していないことに、強い違和感を覚えた。ちなみに、鈴木五十治氏が王子第一発電所の第2代所長として在職した期間は、昭和6年～昭和22年と記載されている。

このことが、何故気になったのだろう。

自らを追い込んだ闇と向き合いながら悶々と真田紐を編んでいたという、鈴木五十治氏の鬼気迫る光景に心打たれたからである。自らを厳しく律する誠実な人物として、心惹かれるものを感じたのである。

その鈴木五十治村長の名前を、高山亮二氏の著書で、思いもかけず狩太共生農団解散の経緯の中に見出した時、私は衝撃のような驚きとともに、「そうか・・・」と妄想に近い納得も得た。

前の章で述べたように狩太共生農団は、周囲の予想に反して第二次農地改革の対象とされ、農林省による実態調査の動きとなった。

「狩太町農地委員会記録簿」は、その時の経緯を次のように伝えているという。

「まず、(1)22年10月28日、突然、村農地委員会に電報が入り、明日、農林省、道農地課の者が有島農場の現地調査に行くから、農場関係者を参集せしめられたい旨が記されていた。・・・(中

略)・(2) この二日間に亘る調査の結果によるものであろう。12月に入り村長鈴木五十治氏より、吉川宛早急に現耕作者経営概況表を作成し、提出するようにとの公書が出されている。」(『有島武郎研究—農場解放の理想と現実—』高山亮二著より)

高山氏のこのそっけない記述に、心が引かかった。

鈴木五十治氏は、有島武郎そして共生農団と、おそらく王子発電所時代に歴史的な繋がりがあって、共生農団の営みには特に共感を寄せていたのではないだろうか、と私は勝手に想像している。

その歴史的繋がりとはい、次のエピソードである。

有島武郎が農場解放宣言を行う2日前のことである。

「(森本厚吉ら) 三人を停車場に送り水力発電所を見に吉川と行く途中そこの主任金子裕氏に遭ったら氏は俱知安に行く所を引き返して暫く場内を見せてくれた。・・・(中略)・・・場内一覽の後ピンポンなどをして時間を費やし、5時30分発の列車にて氏と共に狩太を発す。金子氏は俱知安駅に下車、私は小沢にて木田君に迎えられ、田坂、前田等の水田地をたそがれの空に見やりながら7時半岩内に着いた。」(有島武郎の「最後の日記」T11.7.16より)

王子発電所にとって有島武郎がどのような存在だったか、その一端が想像できるエピソードである。この金子裕氏はこの時、初代の発電所所長在任中であつた。武郎は日記の中で「主任」と書いているが、「所長」自らが用事を変更してまで武郎を所内に案内したのである。この時、鈴木五十治氏は副所長であつたらしい(鈴木延夫氏の談)。なので、この時、鈴木五十治氏も有島武郎と会つていたかもしれないし、少なくとも武郎と吉川の来訪の事実は知つていただろう。

そのように、王子発電所の人々にとって有島武郎は親しみを感じる存在であつただろうと思う。

王子発電所の社宅で育ち、後に作家になつた畔柳二美も、有島武郎を強く意識してつたという。

このような関係性の歴史を抱えてつた鈴木五十治氏が、狩太共生農団の解散手続きに携わらざるを得ない運命に遭遇したのである。すでに日本国憲法も発布され(S21.11.3)、民主主義国家としての歩みを始めてつたものの、GHQの治世下にあつてその意向に逆らつたことのできない状況にあつたことから、公選の村長といえど、不本意な執行を余儀なくされた複雑な思いもあつただろう。

「真田紐」に込めた悶々たる想いの中には、この共生農団解体の一翼を担わざるを得なかつた自らへの無念の想いもあつたのではないだろうか。

言い換えれば、当時の権力関係からいかに不本意なことであつたとはいえ、共生農団を解体した権力執行の一翼を担つたのが当時の狩太村役場であつたということは、冷厳な歴史的事実なのである。今回のテーマである「相互扶助」に即して言い換えれば、狩太共生農団に引き継がれてきた有島武

郎由来の「相互扶助」の解体手続きに与ったのは、当時の狩太村つまりニセコ町そのものであったことを、私たちは辛い歴史的事実の重みとして受け止めた上で、今日の「相互扶助」を語る必要がある。

（２）狩太共生農団の「相互扶助」解体の歴史は、総括されているのか

公選の初代狩太村長鈴木五十治氏の辞職に至る経緯や背景などが町史の中に全く触れられていないことを前述したが、狩太共生農団解団に至る経緯やその中での狩太村役場の関与についても、町史には何も記述されていない。

いや、記述はある。

しかし、次のように書かれているだけで、その真偽は疑わしい。

「昭和 23 年（1948）、第二次世界大戦後の第二次農地改革の対象になり、国の指令を受け入れ、四半世紀続いた「狩太共生農団」は解団することとし、農地は個人所有の自作農へと移ることとなった。解団に際しては、何度も農民の集会が開かれ、議論されたという。」（『ニセコ町百年史／下』）

「解団に際しては、何度も農民の集会が開かれ、議論された」という記述は、高山亮二氏による記述（前章参照）とは大きく異なっており、どちらが事実なのか確証はないが、おそらく高山氏の記述の方が事実に沿った内容だろうと思われる。高山氏の研究結果からは、町史の記述のような農団員が何度も話し合っただけで自発的に解散したという事実は、全く確認されていない。

共生農団の解体は、GHQ の意向を受けた日本国政府と道庁の主導のもと、地元狩太村と農地委員会の手続きにより、農団の定款に基づく手続きを無視した強引なやり方で解散の方向に導かれたのであり、農団はその結果を淡々と受け止めるしかなく、何度も議論して云々という状況下にはなかった。そのことは前章で触れた通りであって、国家権力の意向に沿った懇談会の場で事実上解体が決められた後の第 19 回臨時総会（S23. 11. 28）においては、懇談会で解散に反対した団員も含めて誰一人異論を述べることなく、淡々と解団が承認されている。諦めの空気が支配していたのだろう。

このような狩太共生農団解団に至る経緯やその中での狩太村役場の関与についても、『ニセコ町史』『ニセコ町百年史』では全く触れていない。高山亮二氏の著書は両町史編纂時点ですでに発行されていたのだから、それを参考文献として参照していれば、少なからぬ記述があっただろうと思うのだが。

鉄の団結を誇った狩太共生農団の「相互扶助」がどのように解体されたのか、国家権力による強制的な解体に狩太村役場はどのように関与したのか。

狩太村、ニセコ町自らの手による総括がなされないまま、真実は今となっては歴史の闇に沈んだも同然である。

はっきり言えることは、有島武郎と狩太共生農団の「相互扶助」は、こうして狩太村、ニセコ町の歴史から一旦闇に葬られた、ということである。

（3）狩太共生農団の「相互扶助」を一部引き継いだ有島謝恩会

一旦闇に葬られた、と書いたが、「相互扶助」は形を変えて生き残っていた。

狩太共生農団は、昭和24年1月18日清算総会を開催し、解散手続きを完了させた。この総会は、1時間半程度という、共生農団としては異例の短さで終了している。

しかし、四半世紀続いた「相互扶助」の営みは、簡単には潰えなかった。

「恐らくこの時の話し合いが、きっかけで今日の有島謝恩会が生まれたもののようである。誰からともなく今までの困苦をともにして来た者がこのままバラバラになるのは淋しい、という話が出て記念館の管理もかね作られたものという。初代会長は菊地久作氏、副会長は亀田貞勝氏であった。」
（『有島武郎研究—農場解放の理想と現実—』高山亮二より）

それまでの農場事務所内の高座敷を「有島記念館」とし、様々な史料や武郎ゆかりの資料を展示した。その中心は、有島武郎本人揮毫の「相互扶助」額と「農場解放記念碑文」であった。共生農団の精神の軸であった「相互扶助」を掲げ続けようという、彼らの強い意思の現れであったろう。

また、有島謝恩会の日常的活動の中で、有島灌漑溝の管理活動が謝恩会会員の共同作業によって維持されて来たことに現れているように、一般的にどこでも言われる素朴な意味合いにおける「相互扶助」は続けられて来たのである。他の多くの農村地区でもそうであったように。

しかし、有島謝恩会会員の離農や高齢化、後継者難という状況が続く中で灌漑溝の管理維持作業が厳しくなるにつれ、相互扶助の衰退が懸念されるようになった。ところが、有島地区に移住して来た新しい世帯、そのほとんどは非農家だが、彼らも謝恩会に加入して灌漑溝の管理作業に加わるようになり、さらには、有島地区外あるいはニセコ町外からも灌漑溝管理作業に加わる人が増えるようになって、新しい形の「相互扶助」が見られるようになって来た。

これは、クロポトキンが『相互扶助論』の中で例示した「相互扶助」の形であろう。

「近所に火事のある時、われわれが手桶に水を汲んでその家に駆けつけるのは、隣人しかも往々にまったく見も知らない人に対する愛からではない。愛よりは漠然としているがしかし遥かに広い、共同心または社会心の感情もしくは本能が、我々を動かすのである。」（『相互扶助論』クロポトキン 著）

しかしこれは、狩太共生農団の「相互扶助」にも包含されていた一種の〈共助〉であり、これが人間社会のコミュニティにおいては普遍的に見られるものであることはダーウィンやクロポトキンの所説の通りであり、現在に至るまでどこにでも見られる普通の姿であって、ニセコ町にだけ特有のものではない。

つまり、有島武郎の精神が宿った狩太共生農団に固有の「相互扶助」が解体されたのちは、人類に普遍的な、ダーウィン、クロポトキンの言う「相互扶助」が有島謝恩会にも根付いたまま引き継がれて来たのである。

ちなみに、有島謝恩会が有島記念館の運営をニセコ町に託して町営の有島記念館が昭和 53 年に落成開館して以降、「相互扶助」の額と「農場解放記念碑文」も町営の有島記念館に移管掲示され、狩太共生農団の「相互扶助」の歴史を物語るメディアとして来館者の目に触れてきた。

そしてその活動実態は、前述のように有島謝恩会の日常活動の中に継承されてきたのである。

では、武郎が共生農団に託した、悪制度による外圧と闘う「相互扶助」は、共生農団解体後どうなったのだろうか？

「外圧と闘う」必要のない地域社会になったのであろうか？

（４）「自治基本条例」が引き継いだ「相互扶助」

「相互扶助」が、再びニセコ町内外の人口に膾炙したのは、平成 12 年 12 月 27 日に制定された『ニセコ町まちづくり基本条例』（自治基本条例）の「前文」からであろう。

そこには、次のように記されている。

「ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の叡智に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。

まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。

わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。」（前文より）

この「前文」は、「相互扶助」に依拠しながら進めるまちづくりは「自治」に基づく「情報共有」の実践によって実現できることである、と謳っている。

ここでは、この「前文」が謳う「相互扶助」について考えてみたい。

「ニセコ町まちづくり基本条例」については、詳細な「解説」が付されている。この「前文」に関

する「解説」には、「相互扶助」についてこのように書かれている。

「公共的な仕事（まちづくり）は、本来、住民が日常生活の中で自らが主体的に行って来た仕事であり、相互扶助の中で培われてきたものである。しかし、行政が公共サービスの名の下に、本来住民が担ってきた仕事を住民ニーズの名の下に引き受けてきた歴史がある。このことによって行政は肥大化し、公共課題の解決はそもそも行政が行うものとの錯誤が生まれてきた。」（『ニセコ町まちづくり基本条例の手引き』より「前文」の【解説】から）

この解説は、これまでの町の歴史の中に「相互扶助」の本質と実態が潜んでいるということを示唆しており、その「相互扶助」とは「まちづくりにおける住民同士の＜共助＞」を含んでいるものと読める。その＜共助＞が、行政サービスつまり＜公助＞への代替が進められたことによって喪失させられている、という認識構造である。

この、歴史の中に潜んでいる「相互扶助」という意味合いが、本来はこれまでに述べた有島武郎と共生農団の「相互扶助」を指しているものと解釈するのが自然だと思うが、そのことを明示的に示唆している記述を探して、この「まちづくり基本条例」の制定に触れている幾つかの文献資料に目を通して見た。

条例制定の3年後に発行された『わたしたちのまちの憲法』（木佐茂男・逢坂誠二編／2003.4.1）はいわばこのテーマに関する古典に類する文献だが、この書の中に「相互扶助」に関する言及を見つけたことはできなかった。

次に、条例制定10年後を記念して発行された『自治基本条例は活きているか!?!—ニセコ町まちづくり基本条例の10年』（木佐茂男・片山健也・名塚昭編／2012.5.8）は、書名の通り、条例制定後10年間の中間総括を行なった書であり、まちづくりの現場からの好レポートであるが、このなかで「相互扶助」に関する言及がわずかながら見られる。

「加藤：そうですね。ニセコは古くから精神的にも開けた町というイメージがあります。大正時代の文豪、有島武郎が、「相互扶助」の精神のもとで農場の無償開放（ママ）をした歴史が受け継がれているからでしょうか。・・・（後略）・・・」（『自治基本条例は活きているか!?!—ニセコ町まちづくり基本条例の10年』書中の加藤紀孝氏の発言より）

「木佐：だから、みんなが一斉に使えないことを理由にしてパソコン系による地域への伝達を全面的に無理だとして諦めるか、それとも、ニセコ町特産の「相互扶助」で、いろいろな手法をミックスしてやるか。・・・（後略）・・・」（同上書中の木佐茂男氏の発言より）

いずれも、基本条例における「相互扶助」の概念を明らかにするというより、論理的修辭用語の域

に留まっているような言及である。

しかし、次の引用は、今日の状況に繋がる問題提起を含んでいる箇所であるが、明示的な指摘や鮮明な論理構造を示しているというほどではなく、曖昧なままである。

「木佐：有島武郎以来の「相互扶助」の風土というのはよく知られたところだと思いますが、議論する風土、討議する風土というのはこの10年ないし15年のうちで、住民の中では定着していると感じて良いのでしょうか。

片山：住民の皆さんの中では定着して来ていると思います。ただ、職員の中がどうか、というと、やはり、ときの為政者が変わると職員の行動自体が変わっていくのですね。・・・(中略)・・・私は、復活させて、次のステップへ展開したいなと思っています。」(同上書の木佐茂男氏と片山健也町長の発言より)

出版されているほかの関連文献(『地方自治職員研修—自治基本条例・参加条例の考え方・作り方』、『情報共有と自治体改革—ニセコ町からの報告』)に目を通して見ても、「まちづくり基本条例」における「相互扶助」に触れている記述は見当たらず、「ニセコ町まちづくり基本条例」における「相互扶助」とは何なのかについて論を進めた記述は見出せなかった。

ただ最後に引用した片山町長の発言の中にだけ、この章の論旨につながる問題提起が含まれているように感じられた。

それは、どのようなことなのか。

そこで、片山町長が「相互扶助」をどのように捉えているのかについて、もう少し他の資料にも目を通して見た。

(5) 片山町長が唱える「相互扶助」とは

片山町長は、ニセコ町内の様々な場において「相互扶助」について発言するだけでなく、町外においても「相互扶助」に関する発言を積極的に行なっている。そのいくつかを、WEBサイトから検索できる範囲内で拾ってみると、次のような骨子の発言が見られる。

東京財団週末学校市区町村職員人材育成プログラム(2015年5月16日/文責：登別市)、及び、登別市民自治フォーラム/片山健也氏基調講演「市民が主役のまちづくり～試される市民力～」(2009年3月1日)での片山町長の発言記録から引用する。

「片山氏は、戦後右肩上がりの経済成長の中で、行政は地域の相互扶助(※道普請や福祉など)の力を奪ってしまったと主張する。そして、行政が担ってきた仕事を解体して、本来やるべき主体に返し、次の社会に引き渡していく仕組みを作ることが、これからの行政の役割だという。では、そ

れを達成するために何が必要なのだろうか。ニセコ町では、徹底的に「情報共有」と「住民参加」にこだわり、実践を積み重ね、住民自治を鍛え続けている。」

「コミュニティの基本は市民の相互扶助であり、経済発展等の過程において、自治体がこの相互扶助機能を代替してきたに過ぎない。よって、行政が実施する事業は、対価を条件に提供される「サービス」ではなく、住民は相互扶助の代替機能を持つ自治体に税金を納めているに過ぎない。今後は、経済発展の過程で、自治体が代替してきた（奪ってきた）相互扶助機能を市民に返していかなければならない。」

同趣旨の発言をより簡略にした内容で、次のようにも発言している。

「人間社会は「相互扶助社会」です。困った人がいればお互いに助ける。それを私は住民の皆さんに日々訴えています。環境というキーワードとともに、相互扶助で助け合うまちづくりも将来にわたってニセコ町のテーマです。」（『コア人材たる職員に期待する』片山健也／『アカデミア』vol114. 2015年所収）

「相互扶助とは「お互いを尊重し、助け合うこと」だと私は考えています。」（『広報ニセコ』2019年1月号「こんにちは町長です」より）

これらの趣旨は、もちろんだれも間違っていない。一般論として妥当な概念規定だろう。特に、前半に紹介した2つの文章は、これまでに引用した大窪一志氏の次の趣旨と基本的には同じ方向性にある「相互扶助」理解と言える。

「近代世界は、こうして国家と社会を分離させ、具体的で人格的な相互扶助を、抽象的で非人格的な制度に疎外してしまい、それによって相互扶助の生きた生命を窒息させようとするのである。この世界が疎外と分裂に引き裂かれてしまうのは、その世界が「一人は万人のために、万人は一人のために」(one for all, and all for one)ではなく「各人は自己のために、国家は総人のために」(every one for himself and the State for all)という「実現に成功したこともなく、また今後といえども決して成功することはないだろう」原則の上に築かれているからだ、とクロポトキンはいう。」（『甦れ、相互扶助』大窪一志より）

この基本的な理解の上に立って、悪制度による外圧と闘う狩太共生農団の「相互扶助」の歴史がこれまでに蓄積されてきたことを、第5章で述べた。しかし、このような有島武郎由来の「相互扶助」が片山町長の理解の中に組み込まれているのかどうか、これまでの発言だけではわからない。

一方では、有島武郎や共生農団のような悪制度による外圧と闘う「相互扶助」でなくてもいいのではないか、今はその頃と時代が違うのだから、という意見もあるかもしれない。
はたしてそうであろうか。

ニセコ町の「まちづくり基本条例」が有島武郎に学んだ「相互扶助」を「前文」の精神として掲げるのであれば、外圧と闘う自治の「相互扶助」を内部に包含して理解すべきであろう。そのことを不問に付して、上記の後半に引用した二つの発言のように、単に「助け合う」ということだけなら、ことさらニセコ町独自のものではなく、もっと表層的なことである。現に、他市町村の自治基本条例の中にも、いわゆる助け合いとしての「相互扶助」を掲げた事例は存在している。

「また、「結い」とよばれる相互扶助の精神によって人と人との繋がりを大切にしながら心豊かな生活を営み、市民の精神的な支えである風土に生まれ、文化を世界へ発信してきました。」（「花巻市まちづくり基本条例」前文より）

「自治会は、上記のように近隣、集落程度の範囲で、相互扶助や暮らしやすい地域を作っていくための住民による自主的な組織として、その重要性は全く変わりません。」（丹波市自治基本条例の解説から）

これらの条例も、「相互扶助」を理念に含んでいる。

ニセコ町のまちづくり基本条例も、この点では同じ地平に立脚しているとも言えるが、これまでに見てきたように、「ニセコ町まちづくり基本条例」の「相互扶助」が有島武郎由来を掲げるのであれば、狩太共生農団における「相互扶助」に基づく外圧との闘いを、ニセコ町の「自治」の精神のうちに包含する必要がある。

あるいは、次のように言うのだろうか。

今はそのように闘うべき状況にはないが、そのような外圧があれば、それは「自治」の観点から当然のこととして抵抗し闘うことになる、と。

それならそれで、納得できる。

そのようにあるべきだ。

しかし、実際にそうであろうか。

そうではなかった事例が 2018 年度に発生したからこそ、深い危機感からこのような問題提起をせざるを得ないのである。

次章でこの問題に触れる前に、最後にもうひとつ引用しておきたい。

これは、仏文学者・評論家・作家である巖谷國士氏が 2018 年にニセコ町を訪れ、まちづくり基本条例や相互扶助に触れて書いた文章である。

「とくに注目したいのは「相互扶助」という、やや古くさく見える言葉を、カギ括弧なしで、用いている点である。じつはこの言葉、農場の解放と自治・共有化にあたって有島武郎の用いたキーワードであり、その思想の根幹を占めていた概念なのである。

その拠りどころがロシアの名高い生物学者にして無政府主義者・クロポトキン（1842-1921）の『相互扶助論』（1902 年）にあり、有島武郎がこの先人に私淑したあげく会いにまで行ったという事実も、知る人ぞ知るところだ。その言葉をさりげなく用いて「自治」を唱えた「基本条例」はしたたかでもある。おそらく表面にはあらわれていないにしても、外国人も移住してくるこの町の魅力には、この自治と共生の方針もまた関わっているのではなかろうか。」（『ニセコ「日本とは思えない」ところ』巖谷國士著／『開発こうほう』所収／2018.8）

「実はこの記念館の奥まった場所には、彼自身の揮毫になる有名な書「相互扶助」の額が展示されているのだ。

「相互扶助」にはまず生物学上の意味がある。かつてダーウィンが・・・（中略）・・・端的に言えば、その学説にもとづいて「弱肉強食」の因となる「私有」を廃止し、「共生」を図ろうとする思想が『相互扶助論』の骨子だった。

有島武郎の「相互扶助」の前提にはその思想がある。意識的かどうかはともかく、それがほかならぬ現ニセコ町の「基本条例」にも反映しているとして、いまも支持できる部分がありそうだ。制度そのものとは別に、いままた私たちは、「弱肉強食」の「格差社会」に直面しているからである。」
（同上書より）

さすがの指摘である。

ニセコ町まちづくり基本条例は、クロポトキンや有島武郎が用いた概念としての「相互扶助」に依拠しているはずであり、その「相互扶助」に基づく「自治」を唱えているというのは「したたかなことだと、称揚し激励しているのである。

いや、さらに深読みをすれば、その称揚の陰に「お手並み拝見」という厳しい視線も感じる。

クロポトキンや有島武郎が用いた概念というのは、これまで何度も触れてきたように、不本意な外圧から自身の営みを守るためには「相互扶助」による「協力一致」がもっとも大切で効果的であり、それは、自然に生まれる「本能」や「奪い合う愛」によるものであり、「自治」と言い換えても良い内発的力である、ということであろう。

この指摘は、自治を侵す悪制度による外圧と闘う「相互扶助」がニセコ町まちづくり基本条例の根底に据えられているのかどうか、という鋭い問いかけでもある。

巖谷國士氏のこの指摘に、私たちはどのように応えることができるのだろうか。

その答えを見出すために、ニセコ町において2017年から2018年にかけて表面化し国会での質疑にまで発展した、ある事件に言及したい。

7 「ニセコ町まちづくり基本条例」の「相互扶助」は、生きているのか

(1) ニセコ高校の「エネルギー教育モデル校事業」への権力介入問題

2017年10月、町立ニセコ高校が国からの補助を受けて実施しているエネルギー教育モデル校公開講義の直前になって、経産局の職員から授業の講演内容に対して露骨な介入行為があった。

ニセコ高校からの依頼で講義の準備をしていた北海道大学大学院助教授山形定氏の元に、経産局の職員から授業の前に訪問したいとの連絡があり、これを断った山形氏の研究室に夜間強引に押しかけ、授業内容の資料の一部変更を要求した、という出来事である。

その後の様々な経緯の中で知り得たことを元に、今回の論旨に関連するところだけに絞って書く。

変更要求された資料とは、福島第一原子力発電所爆発事故の現場写真と、原子力を含めた多様なエネルギー源のコスト比較表の2点であったという。「政府の政策に反する印象操作だ」というのがその職員の言い分だった。事実を述べる写真と客観データであることを理由に山形氏はその要求を拒んだが、より客観的な情報として受け止めてもらえるよう若干の修正を加えながらも基本は当初のままの内容で授業当日に臨んだ。授業会場は公開だったので、経産局の職員も来ていたという。

授業終了後、山形氏は、校長室に集まった学校関係者と受講した一般住民数名に、経産局による事前の出来事を伝えた。この場において事の次第を聞いた住民の一人が、これは教育現場に対する国家権力の介入ではないかと感じ、そのことについて、12月21日の有島地区まちづくり懇談会の場で、出席していた片山町長と菊地教育長に事の次第を伝え対応策を質問した。

この場が、問題が町内で共有される事実上の第一歩であった。

その場にいた町長から、「それが事実なら憲法違反の由々しきことだ」との発言があり、「初めて聞いたことなので事実確認をしてから対応を考える」との回答となった。

その翌日12月22日に町と教育委員会による住民説明会が開催されたが、町と教育委員会の対応説明は要領を得ない曖昧なもので終始したため、住民の有志数名は問題解決に向けた継続的話し合いの場を要求し、2018年2月6日に2度目の「住民説明会」、そして、その後は「まちづくりトーク」が開催されることになった。まちづくりトークは、3月29日、5月31日の2回に及び、ニセコ町、

ニセコ町教育委員会と住民有志による話し合いが続いた結果、一定の歩み寄りがなされたものの、本質的な問題は解決されないまま深刻な課題を残し、事実上終了した。

これらの経緯の中で、国家権力による教育現場への介入があった、という受け止め方については町も教育委員会も基本的に認めることとなり、この問題は何度かにわたるマスコミ各社の報道やニセコ町議会における質疑などを経て、国会において野党議員の質問に世耕経産大臣の答弁が行われる事態にまで発展した。

世耕大臣は、翌年度からエネルギー教育モデル校事業を廃止することを決定した。

この結果をもって、住民有志の一部では話し合いの成果があったとして肯定的な評価がなされたが、この議論の渦中にいた一人として私自身は全く異なる総括をしている。

この論稿は、この問題そのものを全面的に取り上げて議論する場ではないので、この事件を通じて「ニセコ町まちづくり基本条例」がどのように機能したのか、機能しなかったのか、その理由や背景は何か、とりわけ、基本条例の根幹である「自治」をまもるための「情報公開」と「相互扶助」はどうだったのかに絞って、総括を試みたい。

総括の視点は、大きく3点ある。

その1は、問題の経過を通じて明らかとなった片山町長の問題点

その2は、問題を追及した住民有志の側の問題点

その3は、それらを含めて「まちづくり基本条例」はどのようなものとして存在したのか

（2）基本条例の根幹である住民の基本的人権の尊重に関する理解不足

この事件が明らかにされた有島地区まちづくり懇談会での席上、「事実とすれば憲法違反」と述べた片山町長の発言は、その後の2回の「町民説明会」とさらに2回に及ぶ「まちづくりトーク」の中で、一転して真逆の受け止め方に変わっていた。

「経産局の職員であっても一般国民と同等の意見表明権があるので、今回の事態に問題があったとは思わない。町においても町職員が同じように事前に見に行くのは普通だ」(2/6「まちづくりトーク」での片山町長の発言要旨 ※当日の議事録が非公開扱いにされているので、自分のメモに基づく発言要旨から)

この発言に対しては、会場に参加していた多くの町民から批判が集中した。

片山町長はしかしその場では自説を撤回せず、後日の町議会において三谷議員の質問に答え、次のように答弁している。

「ニセコ町まちづくり基本条例の理念の第一は、基本的人権の尊重です。一人ひとりが意見表明権があります。そのことをきちっと守っていきこうというのが大前提かなという風に思っております。経済産業省の担当者も一人の人間として意見表明権がありますし、主権者として意見を言う権利は当然あるのではないかと私は思っております。そういった面では、主権者が意見表明されてそこでまあいろんな議論があると言うのはごく普通のことではないかと。それすらおかしいということ自体は逆に違うのではないかと私は思っております。」(3/13 町議会で三谷議員が行なった質問に対する片山町長の答弁から)

基本的人権とはどのような歴史的経緯の中から生まれたもので、どのように尊重されるべきものかについて、認識が根本的に間違っていると思われる発言である。

この議会答弁はその後の「まちづくりトーク」においても多くの町民に批判されたが、その後の経過の中で明らかになったある資料(経産局職員が発信したメールの文面)がきっかけとなって、片山町長の考えは一部変わっていった。

「そのことにつきまして公務員にも基本的人権はあり、意見表明権はあると申しましたが、この考えは私の基本的信念であり、この考え方が変わるものではございません。ただ、今回三谷議員が添付されました内部資料を見ると、国家公務員が研究者に対しての対応としては意見表明権を明らかに超えており、その点については私の認識が違っていたということを率直に認めざるを得ないというふうに思っております。極めて遺憾であり、いきすぎた対応と考えております。」(町議会議事録/2018年6月20日町議会における三谷議員の質問に対する片山町長の答弁から)

この2度目の議会答弁においても片山町長は、国民の基本的人権である教育を受ける権利に対してその地位を利用して行った経産局職員の不当な行為を、国民の基本的人権「意見表明権」であるとひとくくりに同一視したまま、「それにしても、今回の経産局職員はちょっとやりすぎではないか」という表層的認識で自説を微修正しただけで答弁を終えている。

しかし、この答弁で示された基本的人権についての片山町長の基本的認識は、根本的に間違っている。山形氏に対する経産局職員の行為は、基本的人権としての意見表明権の行使ではない。基本的人権としての教育を受ける国民(ニセコ高校の生徒)の権利を侵害する、不当な権力行為そのものである。

(3) 自治にとって、情報公開は行政にも住民自身にも必要不可欠なもの

私はこの一連の経過の中で、住民の基本的人権を国家権力の圧力から守るべき立場にある片山町長の自治に関する認識に感じた不安を、この問題を追及していた住民グループに対しても感じた。

「住民説明会」も「まちづくりトーク」も、住民が開催を求めた場合、町は住民の求めに対応すべ

きことが「まちづくり基本条例」の運用における趣旨であろう。したがって、「住民説明会」も「まちづくりトーク」も、その場で話された議論内容は、住民全体に関わる問題がある場合は原則として住民に広く情報共有されるべきものであって、その例外対象には個人情報関連など限定的なものしか含まれないことは、「まちづくり基本条例」の根本理念として当然のことである。

しかし、第2回（つまり最後の）「まちづくりトーク」において、それまでの「住民説明会」と「まちづくりトーク」の議論経過に関する会議録を広く公開し情報共有を図るべきだという参加者からの要求に対して、住民グループ側は会議録の公開による情報共有を最後まで拒んだまま、一連の議論に終止符を打った。

その理由の一つは、（私の理解によれば）教育現場に対する国家権力の介入に関して町も教育委員会もようやく自分たち住民による批判を理解して受け止め、ともに国に対して遺憾の意を表し、今後このようなことが起きた場合は毅然として対応するということろまで歩み寄ったのだから、それまでの間違った認識や意見の対立を含む会議録を公開することは、ニセコ町の行政と住民が一つの自治を担うもの同士としての信頼関係にあえて傷をつけることにもなるので、これは公開しない、という趣旨だったと思う。

住民グループのこの見解は、私の理解が間違っていないとすれば、議論の経過局面によってはその間の議論内容を公開せず情報の共有はしなくても良い、ということになる。

これは、正しいといえるのだろうか。

行政に対しては情報共有を厳しく要求しながら、住民自身が情報を集約し他者と共有すべき局面になると自身の都合や考えあるいは斟酌や付度ひとつで、情報共有の可否を左右できるというのだろうか。

そうではあるまい。

住民自治の未熟さを痛感した。

「ニセコ町まちづくり基本条例」は、身近で崇高な原則を盛り込んだ自治に基づくまちづくりを推進する羅針盤であり、悪制度による外圧に抗し闘う砦であり、いざという時の救命ボートである。今回のニセコ高校事件の中で、「ニセコ町まちづくり基本条例」はそのようなものとして活かされたのであろうか。

（４）「まちづくり基本条例」は、はたして活かされたのか

特に次の二つの点で、ニセコ高校事件の解決に向けて「まちづくり基本条例」はうまく機能しなかった、と私は思う。

敢えて言えば、「まちづくり基本条例」の根幹が形骸化していることを露呈したと思う。

① 町民の権利（基本的人権）を保護する条例の法的趣旨が空洞化していたこと

「まちづくり基本条例」全体を通じての「解説」には、次のようなことが記されている。

「本条例は、理念、制度共に盛り込まれた総合的な条例であり、特にわたしたち町民の権利を明示し保護する点、従来の町民憲章とは性質をことにするものです。」

「いままでのニセコの取り組みや実践を法令で裏打ちするためのものであり、町民の権利が侵害されたときに大きな力を発揮します。」

後者の引用にあるように、この基本条例は、今回の事件で言えば、経産局職員による山形氏への不当な圧力、政治的介入が明らかになった時点で、ニセコ高校生など住民が教育を受ける基本的人権を守るために早急な対応をすべきだったにも拘わらず、高校現場の認識という点でも教育委員会の反応という点でも問題意識が乏しかっただけでなく、事態を深刻に受け止めるべき認識面で、菊地教育長にも片山町長にも大きな過誤があったことで、ニセコ町としての毅然たる自治の姿勢を国に示すことができなかった。

のみならず、片山町長の認識の根本が間違っただけでなく、今なお是正されていないことから、今後も同じような事態がもっと隠微に巧妙に水面下で起きる可能性を残したといえる。つまり、上記のように「まちづくり基本条例」が明言している住民の基本的人権の保護が空洞化する危険性を抱えたままであることに、深い懸念を覚える。

② 町民の「情報共有」実践についての町民自身の自覚が乏しい実態が克服されていないこと

「まちづくり基本条例」の「前文」と「第1条」「第2条」には、次のように記されている。

「わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。」（「前文」より）

「この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。」（第一条より）

「まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。」（第二条より）

いずれの規定も、「情報共有」は、行政にのみ課せられたものではなく、住民自身が実践することによって文字通り「情報共有」が進み、「自治」によるまちづくりが可能となることを示している。今回のニセコ高校事件における住民グループによる「情報共有」拒否の対応が、明らかに「まちづ

くり基本条例」に反していることを、しっかり再認識すべきではないだろうか。

③ 「ニセコ町まちづくり基本条例第4次改正検討委員会」での総括は適切か

「ニセコ町まちづくり基本条例」は、現年度で第4次の改正を迎えることから、2017年度から2018年度にかけて「改正検討委員会」を積み重ね、改正点などの議論を継続してきた。

その第4回委員会（2018年7月23日）で、ニセコ高校事件をケーススタディとして取り上げ条例の改正に生かしたい、というテーマの議論が行われた。

私もこのテーマ設定に共感し期待を持って傍聴に臨んだのだったが、残念な内容に終始した。

議論の切り口は、「ニセコ高校の問題で、基本条例が活かされたのはどのようなところか」というものであった。

この時点で、私の問題意識とは大きな乖離があった。

私は、「ニセコ高校の問題で、基本条例が活かされなかったのは何故か、どうしたら活かせるのか」という議論を期待していたのだったけれど、一連の経過に関する基本的認識が私と委員会では全く異なっていた。

議論の詳細はもう覚えていないが、先に述べた私の総括視点①と②のような問題意識については全く議論されなかったと記憶している。後日ニセコ町のホームページに掲載された会議録に記載はあったものの、議論の切り口に触れるような内容ですらなかった。

（5）「まちづくり基本条例」の「相互扶助」に何を託すのか

「ニセコ町まちづくり基本条例」の「前文」は、「相互扶助」に依拠しながら進めるまちづくりは住民の基本的人権を守る営みであり、それは「自治」に基づく「情報共有」の実践によって実現できることである、と謳っている。

そのためには、今回のニセコ高校事件で露わになった「ニセコ町まちづくり基本条例」の形骸化を克服する取り組みが不可欠であるが、形骸化の主要な原因が「住民の基本的人権」についての首長の認識過誤と住民自身による「情報共有」の脆さにあることがわかった以上、この点を解決することが最初の課題であり、それは、地域全体で認識を正すことによって十分可能なことであろう。

守るべき「住民の基本的人権」と住民同士の信頼を得る「情報共有」は、そのコミュニティの「自治」の根幹となるものであり、そのような住民同士の自律的連携こそが「相互扶助」を形作るのではないだろうか。

住民一人ひとりの多様な基本的人権が充足するよう、互いに尊重し合うだけでなく、外部から不当な圧力がある場合にはそのことに関連する情報を共有し、住民同士が支えあってその外圧を跳ね返す取り組みを行うことが、自分たちの自立した営みを守ることにつながる。

これは、紛れもなく有島武郎が狩太共生農団に託した「相互扶助」の精神であり、狩太共生農団が農団内部の自治として四半世紀貫き通した「相互扶助」に基づく闘いそのものである。

「ニセコ町まちづくり基本条例」は、「前文」「第1条」「第2条」をはじめとして、このような理解を可能にする法的趣旨と論理構造を有している。

したがって、そのことを自説に取り込もうとしている片山町長の「相互扶助」観は、首長が住民の基本的人権を守るために国家権力などによる外圧を跳ね返す闘いの先頭に立つことによって、「自治」を守る〈共助〉を住民自身が取り戻す動きの醸成に帰結するのではないだろうか。

狩太共生農団における吉川銀之丞と団員達の歴史から学べることは、まだまだ多いはずだ。

「有島武郎の「相互扶助」の前提にはその思想がある。意識的かどうかはともかく、それがほかならぬ現ニセコ町の「基本条例」にも反映しているとして、いまも支持できる部分がありそうだ。制度そのものとは別に、いままた私たちは、「弱肉強食」の「格差社会」に直面しているからである。」

（『ニセコ「日本とは思えない」ところ』巖谷國士著／『開発こうほう』所収／2018.8）

再度引用したこの指摘は、自治を侵す悪制度による外圧や「弱肉強食」の「格差社会」と闘う「相互扶助」が、はたしてニセコ町まちづくり基本条例の根底に据えられているのかどうか、という鋭い問いかけであると第6章で述べた。

私たちは、この問いかけに応えるためにも、今回のニセコ高校事件を、形骸化しつつある「まちづくり基本条例」の起死回生を図る絶好の総括対象とすべきであろう。

これまでのニセコ町の歴史と今日の取り組みを振り返るなら、不可能な課題ではないはずだ。

狩太共生農団が「定款」をもとに最後の最後まで農団の「自治」と「相互扶助」を守る闘いを諦めなかったように、その歴史的精神を法的趣旨の柱に据えているはずの「ニセコ町まちづくり基本条例」は、ニセコ町の「自治」と「相互扶助」を守る闘いの最高度の拠り所となる理念であり、実践的武器であるはずだ。

そのようなものとして、「ニセコ町まちづくり基本条例」はこれまで多くの期待と尊敬を集めてきたのではなかったのか。

ニセコ町におけるそのような自治の闘いこそが、他市町村の自治の闘いにも希望の根拠を伝えていくことになるだろう。

私も、今なお「ニセコ町まちづくり基本条例」に夢を託している。

（おわり）

